

第 8 期
遠別町介護保険事業計画
遠別町高齢者福祉計画

(令和 3年4月～令和 6年3月)

令和 3年 3月

遠 別 町

I 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の基本理念・基本目標	2
第4節	計画の期間	3
第5節	計画策定に向けた取組及び体制	3
第6節	地域包括ケア体制の整備	3
第7節	高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業	4
第8節	介護保険法の改正概要	5
第9節	日常生活圏域の設定	6
第10節	計画推進のために	6
第11節	計画の進行管理	7
第12節	災害と感染症対策	8

II 高齢者、要介護（要支援）認定者の状況と推計

第1節	高齢者	9
第2節	要介護（要支援）認定者	10
第3節	介護サービス利用者	11

III 介護保険事業の現状と推計

第1節	介護サービス資源（基盤）	13
第2節	居宅サービス	14
第3節	地域密着型サービス	27
第4節	施設サービス	33
第5節	その他介護サービス	36

IV 地域支援事業の推進

第1節	地域支援事業の現状	39
-----	-----------	----

V 介護保険サービスを円滑に確保するための方策

第1節	将来の市町村特別給付等についての考え方	4 4
第2節	介護サービス提供事業者の参入	4 4
第3節	低所得者に対する利用者負担軽減	4 4
第4節	要介護認定申請をしない方への対応	4 5
第5節	関係機関の連携	4 5
第6節	町民への周知・啓発活動	4 5
第7節	相談・苦情処理体制の整備	4 5

VI 高齢者福祉サービス等の実施

第1節	高齢者自立支援事業	4 6
第2節	高齢者福祉増進推進対策事業	4 6
第3節	その他の事業	4 7

VII 介護保険事業費の見込み（令和3～5年度）

第1節	第7期計画の実績	4 8
第2節	施設サービス給付費の推計	4 8
第3節	居宅サービス給付費の推計	4 8
第4節	地域密着型サービス給付費の推計	4 9
第5節	地域密着型介護予防サービス給付費の推計	5 0
第6節	その他の介護サービス給付費の推計	5 0
第7節	地域支援事業費の推計	5 0
第8節	介護サービス給付費の推計（合計）	5 1
第9節	第1号被保険者保険料の推計	5 1

VIII 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

5 5

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

日本の総人口は、令和2年10月1日に約1億2,588万人、うち65歳以上の高齢者人口は、約3,607万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、約28%で、4人に1人以上が高齢者となっています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、全国的な高齢者人口はピークを迎え、その後減少に転じると想定されています。

本町の高齢化率は、既に41%に達しており、令和22年には52%に達すると推計されています。なお、高齢者人口自体は、平成28年にピークを迎え、平成29年から令和元年は、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年から減少傾向となっています。

このように、本町の高齢化は、国よりも急速に進んでいるため、国の制度を活用しながらも、本町の特性にあった高齢者福祉サービスの提供と介護サービスの基盤を整備していくことが重要となります。また、現役世代人口が減少する一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、複合的な支援が必要な高齢者が急激に増加することが見込まれるため、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保についても検討する必要があります。

本計画では、第7期計画の取組や進捗を踏まえるとともに、令和7年度(2025年度)及び、その先となる令和22年度(2040年度)を見据え、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進することで、地域共生社会の実現を目指していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる市町村老人福祉計画並びに、介護保険法第116条で規定する規定指針に則して策定される同法第117条第1項の規定に基づき定められる市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、介護保険を含めた高齢者福祉全般にわたる総合的な計画です。

また、本計画は、「第6期遠別町総合計画」、「第3節 心を大切に作る、えんべつのやさしさ」に基づいて策定するものであります。

本町の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

第3節 計画の基本理念・基本目標

高齢者施策の基本は、高齢者が心身ともに健康で生きがいを持ち、自立して人生を送ることができるような環境を整備し、要介護状態となった者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援していくこととあります。

そのために次のような基本理念に基づき計画を策定し、基本目標を設定します。

<< 基本理念 >>

「誰もが健やかに、いきいきと暮らすことができる遠別町」

<< 基本目標 >>

「生涯生きがいを持ち健康に生活できる町を目指して」

高齢になっても、地域や社会との関わりのなかで生きがいを持ち生活するためには、心身共に健康であることが大切です。そのため、生活機能低下の早期発見・相談体制を充実し、地域の閉じこもり高齢者や虚弱高齢者、要介護・要支援者に対し適切な介護予防を一体的に推進し高齢者の健康づくりに配慮したまちの実現を図ります。

「住み慣れた地域で最後まで安心して生活できる町を目指して」

高齢者が住み慣れた地域で最後まで安心して生活できる環境を整えることが重要と考えます。そのため、支援が必要な方を早期に発見するための見守り体制、町民が安心して生活するための困りごと・心配ごとなどの相談体制を充実するとともに、高齢者の精神・身体状況等に合わせた居場所の確保等の基盤整備を図ります。

「高齢者の尊厳を支える町を目指して」

少子高齢化の進展により、身寄りのない高齢者がますます増えてくるものと思われます。そのような高齢者の住環境や、財産を守るための支援をより充実しなければなりません。

また、介護サービスの利用増加に伴い、介護現場における虐待や不適切なケアの発生も懸念されることからその予防策も必要です。

高齢者がその人らしく尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、権利擁護体制の整備を図ります。

「地域で支え合い、継続的ケアの受けられる町を目指して」

地域での様々な福祉・生活課題を解決するためには、地域住民が主体的に助け合い・支え合いを行っていくことが重要です。

そのため、自主的な活動を行う地域住民の担い手を養成するとともに、ボランティア団体、NPO団体、その他各種団体の活動を支援し、地域における支え合いを推進します。

また、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、自立支援や介護予防、重度化防止に向けた取り組みを行います。

第4節 計画の期間

本計画期間は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、計画最終年度に当たる令和5年度に本計画全体の評価・検証を実施し、次期介護保険料の設定も含めた見直しを行います。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年（2040年）を視野に入れた中期的な目標を示していきます。

第5節 計画策定に向けた取組及び体制

計画策定にあたっては、住民と行政が一体となった協働が極めて重要であるため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、互助の機運を高め、地域力の向上を図りました。

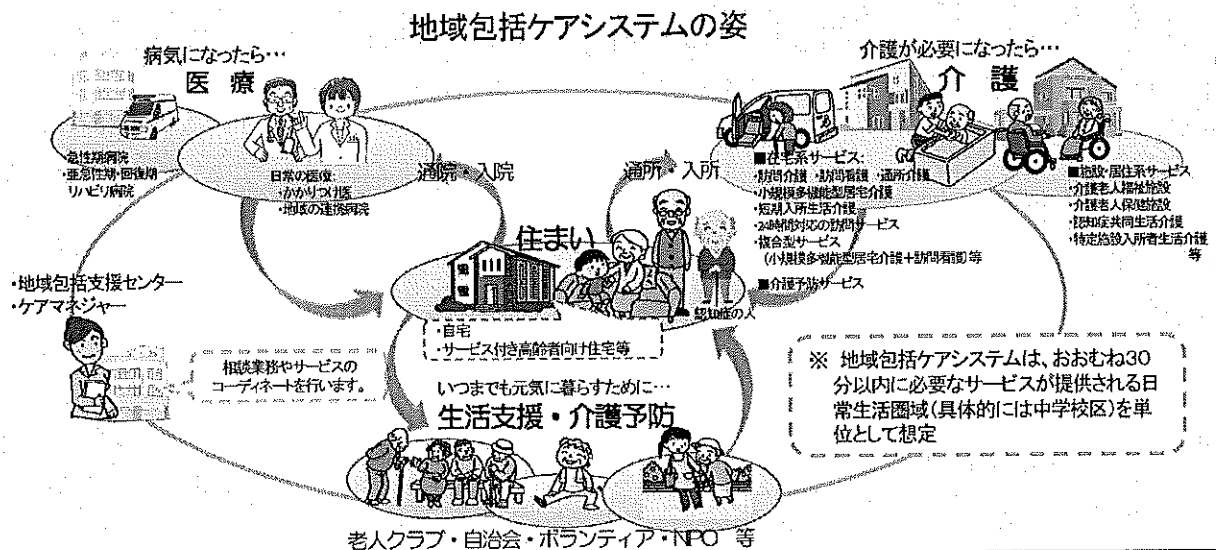
さらに遠別町全体の実情を反映するため、被保険者、学識経験者、福祉関係者で構成される介護保険事業計画策定委員会を3回開催し、計画内容が検討されました。

高齢者福祉計画は、介護保険の給付対象であるか否かにかかわらず全ての高齢者に対する福祉事業全般にわたる長寿社会に相応しい計画として、生きがい対策や高齢者の就労などを含めた総合的な計画として策定します。

介護保険事業計画は、要介護者等の人数、介護給付・予防給付・地域支援事業等の見込みなどを年次ごとに定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、高齢者福祉計画に包含されるものとして、介護保険運営の基となる事業計画として策定します。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は相互に密接な関連を有し、その内容について重複する事項が多いことから、両計画を一体の計画として策定します。

第6節 地域包括ケア体制の整備



団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。

今後、ますます高齢化が進行する中で、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められていることから、保険者機能強化推進交付金を活用し、自立支援・介護予防や医療・介護連携に向けた取組みを一層推進するとともに、必要な基盤整備を図ります。

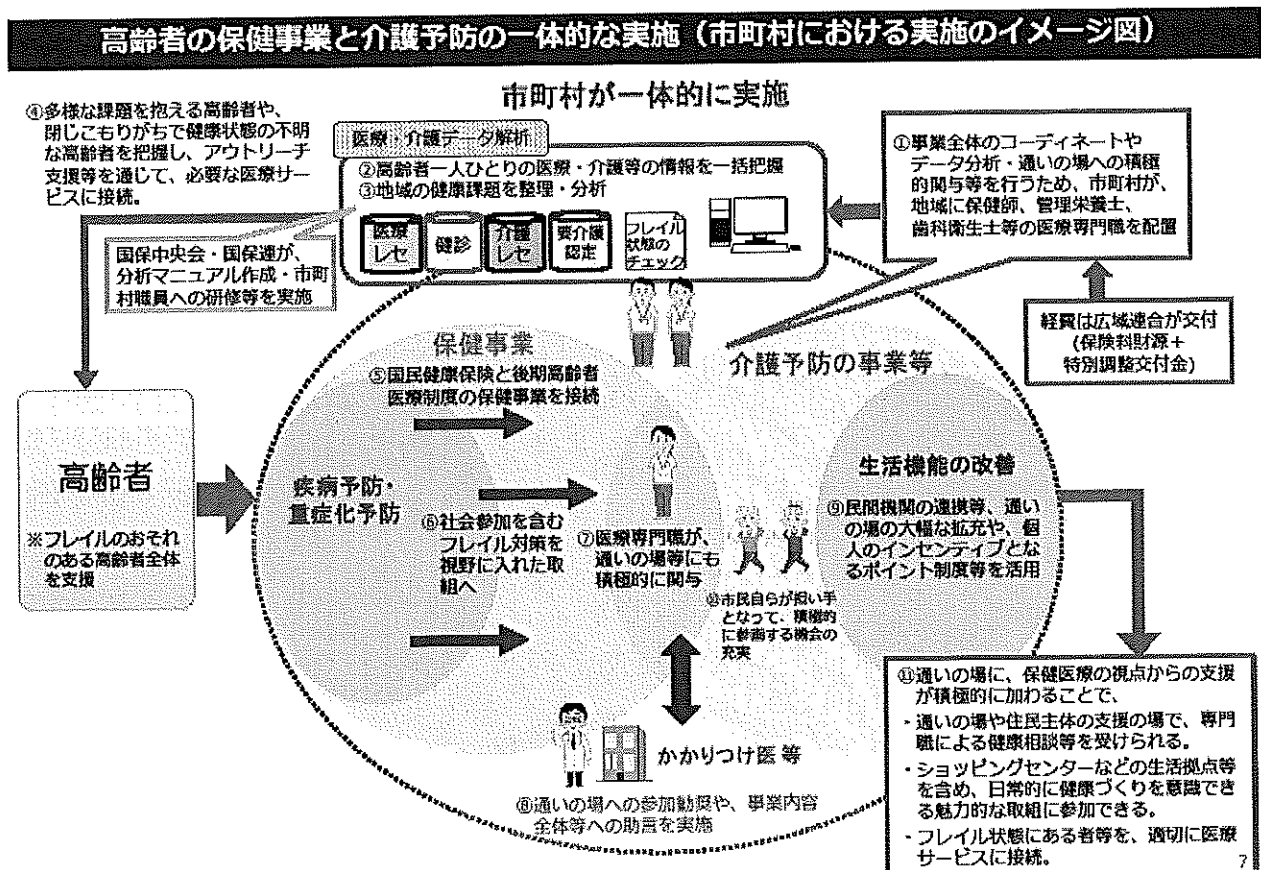
- 地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 多様な主体による生活支援・介護予防サービス基盤の整備
- 相談窓口の充実
- 苦情・心配ごと解決システムの構築

第7節 高齢者の保健事業と介護予防の一体化作業

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められており、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行い、必要な分析を行ったうえで、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することとされています。

本町では、健康診査・保健指導の実施、また、健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスとの接続、通いの場を利用した相談事業、健康教育等の普及活動といった医療と検診、介護事業を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

※健康状態不明者とは、健康診査、医療機関の受診がなく、町が郵送で実施する基本チェックリストに未回答で、介護保険の利用もなく、健康なのかどうか判断できない人をいいます。



第8節 介護保険法の改正概要

地域共生社会の実現を図るため、令和2年6月12日「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この法律は、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法等の5つの法律の一部を改正する内容となっています。

【趣旨】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

【主な内容】

- (1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括な支援体制の構築の支援【介護保険法、社会福祉法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- (2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】
認知症施策推進大綱を踏まえた、認知症への支援体制の整備や調査研究等を総合的に推進し、地域社会において共生という取組みを新たに設ける。
今後高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが必要であることから、人口構造の変化の見通しを勘案し、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）が適切に整備されているか把握する。
- (3) 医療・介護データ基盤の整備の推進【介護保険法等】
地域支援事業を実施するにあたり、介護関連データを活用し、PDCAサイクルに沿って適切に行うこととされており、データ活用を更に進めるため、厚生労働大臣は介護認定情報や通所・訪問リハビリテーションの情報（VISIT情報）、高齢者の状態やケアの内容等に関する情報（CHASE情報）、地域支援事業の利用者に関する情報の提供を求めることができる。
- (4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化・介護福祉士国家義務【介護保険法・老人福祉法等】
介護人材の確保及び業務効率化の取組や各種届出事項の簡素化における文書負担の軽減を強化、介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けを現行令和3年度卒業生までを、更に5年間（令和8年度卒業生まで）延長。

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度の創設。

社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供等を目的に、法人間で連携し、新たに社会福祉連携推進法人というものを創設する。これに伴い、社会福祉法人等が法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整理を図ることができる。

第9節 日常生活圏域の設定

遠別町は大きく分けて市街地区、本原野方面、北部方面、南部方面の4つの地域がありますが、本計画においては人口規模を考慮し遠別町全域(590.86k㎡)を1つの日常生活圏域として設定します。

第10節 計画推進のために

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組むさまざまな事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持ち、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者とその家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組みを充実するとともに、生涯学習等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組みを進めます。

(3) 地域関係機関等との連携

共に支え合う地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとして、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO団体などを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置付けられた高齢者福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、町民による地域活動等の取組みも必要となります。今後も地域における人と人の繋がりや形成してきた文化の特色への理解を深め、町民が主体的に地域活動等に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係の構築を進めていきます。

(5) 介護人材確保

高齢者の増加に伴い、介護や支援を必要とする人が増加する一方、現役世代の減少に伴い、介護人材の不足が懸念されます。利用者が安心してサービスを受けられるようにするためには、サービスの質の向上を含めた介護人材の確保が必要不可欠になってきます。

質の高い介護サービスを安定的に提供できるために、介護職員を対象とした研修や講習会を開催し介護に携わる人のスキルアップや資質向上を図ることや、介護現場の業務改善や文書量削減など業務の効率化に努めるとともに、介護ロボットやICT活用の紹介をするなど、働きやすい環境の体制づくりを推進します。

第11節 計画の進行管理

(1) 介護保険事業計画策定委員会による管理

本計画の進行管理は、各事業の実施状況の把握や進捗状況、点検と評価をし、介護保険事業計画策定委員会に報告を行い、進行管理を行います。

(2) PDCAサイクルの実施

PDCAサイクルに基づき行います。

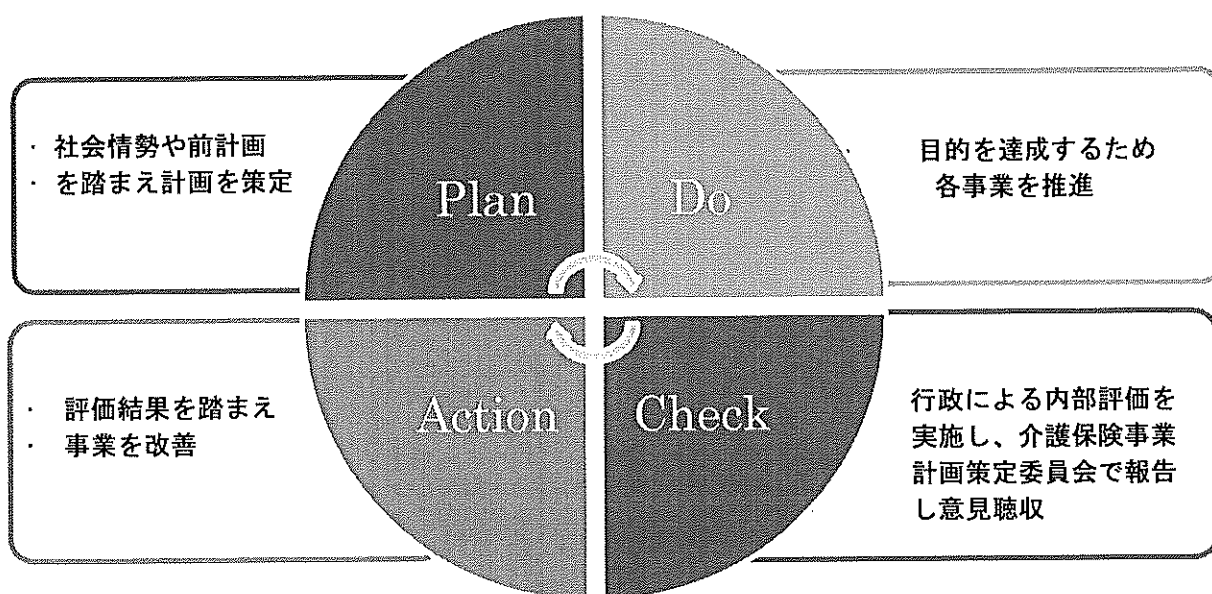
計画（Plan）：計画における目標達成状況や、本町を取り巻く社会情勢を適切に把握し計画を策定。

実行（Do）：計画を着実に実行。

評価（Check）：計画に定める指標に基づき、計画の進捗状況を評価。

改善（Action）：評価結果を踏まえ、計画の実現に結びつための改善。

【図表 - PDCAサイクル】



(3) 各種データの活用

厚生労働省の提供する、地域包括ケア見える化システムや、国民健康保険団体連合会の提供する国保データベース（KDB）システムなどを有効活用し、高齢者全般における問題の把握を行います。

第12節 災害と感染症対策

近年、大規模災害や感染症の流行により、高齢者の安心した環境を維持することが困難なケースも増えてきています。

高齢者等は迅速な行動が取りにくく被災しやすいこと、感染症においては重症化する危険性が高いことから危機管理への対策を図ることが重要です。

災害対策としては、地震、津波、台風、火災等に対し、迅速かつ的確に対応できる体制づくりと日常からの連帯感の醸成及び防災意識の啓発に努めます。

感染症予防対策としては、様々な感染症等に対し正しい知識を持って予防を実践できるよう働きかけるとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に努めます。

感染症がまん延した場合に備え、道と連携し緊急時に備えた平常時からの応援体制の構築にも努めます。

介護事業所においては、災害や感染症が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護事業所を対象に業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練を実地指導などを通して、必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認し、災害や感染症発生時にも運営できる体制の整備に努めます。

II 高齢者、要介護（要支援）認定者の状況と推計

第1節 高齢者

遠別町の総人口は、昭和55年以降の人口推移では減少傾向にあります。昭和55年の総人口5,375人を100とすると、10年後の平成2年は82.1ポイント、35年後の平成27年には52.2ポイントになり、約47%減の2,569人となりました。平成17年との比較では、615人減少しています。（18.0%の減少）

高齢者とされる65歳以上人口については、総人口の減少に反し、かなりの割合で増加しています。高齢化率11.0%、590人であった昭和55年を100とすると、平成2年には119.5ポイント（高齢化率16.0%）、平成27年には180.2ポイント（高齢化率37.9%）で、35年の間に473人増加しています（総人口に占める割合では3.4倍）。

また、75歳以上の後期高齢者についても継続的に増加、高齢者人口においても高い割合を占めてきており、平成27年では住民の5人に1人は75歳以上となっています（後期高齢者比率：22.5%）。

人口構造の推移

(単位：人、%)

区 分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口 A	5,375	4,900	4,414	3,912	3,683	3,421	3,084	2,806
15歳未満 B					489	426	371	296
15～39歳 C					904	736	592	505
40～64歳 D	1,863	1,781	1,667	1,487	1,343	1,207	1,064	942
生産年齢人口 E=(C+D)					2,247	1,943	1,656	1,447
生産年齢人口比率 E/A					61.0	56.8	53.7	51.6
65～69歳 F	213	218	238	281	299	290	213	227
70～74歳 G	178	174	187	201	256	276	254	206
前期高齢者計 H=(F+G)	391	392	425	482	555	566	467	433
前期高齢者比率 H/A	7.3	8.0	9.6	12.3	15.1	16.5	15.1	15.4
75～79歳 I	123	123	138	159	160	223	237	220
80～84歳 J	51	74	93	105	122	132	199	189
85歳以上 K	25	29	49	87	110	131	154	221
後期高齢者計 L=(I+J+K)	199	226	280	351	392	486	590	630
後期高齢者比率 L/A	3.7	4.6	6.3	9.0	10.6	14.2	19.1	22.5
65歳以上人口計 M=(H+L)	590	618	705	833	947	1,052	1,057	1,063
高齢者比率 M/A	11.0	12.6	16.0	21.3	25.7	30.8	34.3	37.9
増加率（対前回比）	100.0	104.8	114.1	118.2	113.7	111.1	100.5	100.6

※国勢調査による。

国立社会保障・人口問題研究所のデータを用い、コーホート要因法により計画期間における人口を推計しました。

前期高齢者については、総人口の減少に反し増加してきましたが、平成17年をピークに減少に転じ、今後も減少していくものと考えられ、令和7年には392人、令和22年には259人と推計します。一方、後期高齢者については、団塊の世代が75歳を迎えるといわれる令和7年までは増加し、その後同水準で推移した後、減少していくと推計します。

総人口に占める高齢者の割合は平成31年4月に40%を超え、その後も増加し令和22年には50%を超えると推計します。

※ コーホート要因法とは、現在の人口に該当する生存率と純社会移動率を乗じ、5年後の5歳年上の人口を求め、将来人口を推計する手法です。

人口構造の推移

(単位：人、%)

区 分		R3	R4	R5	R07	R12	R17	R22
総人口	A	2,463	2,414	2,368	2,256	2,004	1,778	1,563
15歳未満	B	253	245	236	219	182	151	128
15～39歳	C	377	366	355	333	290	253	210
40～64歳	D	777	754	730	684	577	494	400
生産年齢人口	E=(C+D)	1,154	1,120	1,085	1,017	867	747	610
生産年齢人口比率	E/A	46.8	46.4	45.8	45.1	43.3	42.0	39.0
65～69歳	F	223	210	200	176	155	128	138
70～74歳	G	218	216	218	216	168	149	121
前期高齢者計	H=(F+G)	441	426	418	392	323	277	259
前期高齢者比率	H/A	17.9	17.6	17.7	17.4	16.1	15.6	16.6
75～79歳	I	181	186	186	191	190	148	137
80～84歳	J	182	178	173	161	169	171	133
85歳以上	K	252	260	269	276	273	284	296
後期高齢者計	L=(I+J+K)	615	624	628	628	632	603	566
後期高齢者比率	L/A	25.0	25.8	26.5	27.8	31.5	33.9	36.2
65歳以上人口計	M=(H+L)	1,056	1,050	1,046	1,020	955	880	825
高齢者比率	M/A	42.9	43.5	44.2	45.2	47.7	49.5	52.8

第2節 要介護（要支援）認定者

平成12年度に介護保険制度が施行され、12年度末で136人であった認定者数が10年後の平成21年度末では182人となり、平成22年度には166人と若干減少し、その後再び増加を続けてきましたが、平成29年度の211人をピークに減少に転じています。

ここ数年は要介護・要支援認定者の人数が200人前後で推移していますが、これは平成28年度から開始した地域支援事業を本格的に事業展開したことで、軽度な要介護未認定者を事業対象者として認定し、介護予防に努めたためと分析できます。

各年度末における要介護度別認定者数は、次のとおりです。

要介護者数の推移

(単位：人)

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
事業対象者																	4	8	17	27	21
要支援1									26	38	33	29	39	37	37	33	37	28	21	21	24
要支援2									19	21	21	23	21	27	22	17	22	21	22	23	20
旧要支援	28	36	36	41	44	50	40	40													
要介護1	56	59	61	62	69	63	51	57	43	37	27	23	28	30	38	43	46	45	47	46	38
要介護2	22	21	18	14	17	17	20	18	22	18	22	30	27	21	32	25	27	35	37	37	38
要介護3	7	11	12	14	13	15	14	15	21	20	21	27	34	29	27	34	29	33	27	25	24
要介護4	14	13	9	14	12	16	23	23	20	22	23	22	23	30	35	39	35	29	30	26	29
要介護5	9	12	20	24	20	15	16	18	25	26	19	18	17	18	17	13	15	20	17	24	23
計	136	152	156	169	175	176	164	171	176	182	166	172	189	192	208	204	211	211	201	202	196

※介護保険事業状況報告各年3月分による。R02は11月値。

第7期計画期間中の介護度別認定比率を基に各年度の推計被保険者を乗じ、次のように推計しました。

遠別町では既に高齢者人口のピークを迎えているため、今後、高齢者人口の減少に伴い、要介護認定者数も減少していくものと考えます。

要介護者数の推移

(単位：人)

区 分	R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
事業対象者	20	19	18	16	11	6	1
要支援 1	24	23	22	21	20	18	16
要支援 2	20	19	19	18	17	16	15
要介護 1	38	38	37	37	37	37	36
要介護 2	38	38	38	38	38	38	38
要介護 3	24	24	25	25	26	27	28
要介護 4	29	29	29	29	29	30	31
要介護 5	23	23	23	23	23	24	24
計	196	194	193	191	190	190	188

第3節 介護サービス利用者

平成19年4月に特別養護老人ホーム友愛苑は、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき社会福祉法人旭川湯らん福祉会（現在は「湯らん福祉会」）が運営管理を開始し、新規指定が行われました。（平成22年7月からは同法人による経営（完全民営化）となりました。）平成24年から運用が開始されているユニット型個室の区分が、平成25年度からは地域密着型介護老人福祉施設として新規申請され、指定権者が北海道から遠別町に代わっています。

居住系サービス利用者数は、高齢化率の上昇により、老老介護世帯が増え、在宅での介護が難しくなり、施設やサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）、介護付有料老人ホーム等への入居を希望する利用者が増加することが予想されることから、増加の推計としています。

居住系サービス対象者の推計・実績（平成30～令和2年度）

(単位：人)

区 分	H30			R01			R02		
	推計	実績	差異	推計	実績	差異	推計	実績	差異
居住系サービス 計	84	77	△ 7	84	77	△ 7	84	78	△ 6
特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	2	2
認知症対応型共同生活介護	16	16	0	16	15	△ 1	16	12	△ 4
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	18	16	△ 2	18	18	0	18	20	2
介護老人福祉施設	48	41	△ 7	48	40	△ 8	48	40	△ 8
介護老人保健施設	2	4	2	2	4	2	2	4	2

※R02年度実績は11月値。

居住系サービス対象者の推計

(単位：人)

区 分	R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
居住系サービス 計	80	83	83	86	86	85	84
特定施設入所者生活介護	2	3	3	4	4	3	3
認知症対応型共同生活介護	14	15	15	16	16	16	16
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	18	18	18	18	18	18	18
介護老人福祉施設	41	42	42	42	42	42	42
介護老人保健施設	5	5	5	6	6	6	5

◆◆◆ II 高齢者、要介護（要支援）認定者の状況と推計 ◆◆◆

第7期計画期間中の居宅サービス利用者の実績は、地域支援事業の事業対象者が増加したため、要支援の利用者が減少しました。

第8期計画では、要介護認定者数の減少、また、居住系サービスが増加の推計としていることから、居宅サービスは減少傾向と推計しました。

居宅サービス対象者の推計・実績（平成30～令和2年度）

（単位：人）

区 分	H30			R01			R02		
	推計	実績	差異	推計	実績	差異	推計	実績	差異
居宅サービス 計	89	84	△ 5	91	103	12	89	98	9
事業対象者	3	10	7	4	14	10	5	10	5
要支援 1	13	8	△ 5	12	5	△ 7	13	9	△ 4
要支援 2	18	13	△ 5	19	16	△ 3	18	15	△ 3
要介護 1	30	27	△ 3	30	33	3	27	28	1
要介護 2	22	12	△ 10	22	25	3	20	26	6
要介護 3	1	6	5	2	4	2	3	5	2
要介護 4	2	7	5	2	4	2	3	2	△ 1
要介護 5	0	1	1	0	2	2	0	3	3

※介護保険事業状況報告各年3月分による。R02は12月値。

居宅系サービス対象者の推計

（単位：人）

区 分	R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
居宅サービス 計	89	79	72	64	61	59	57
事業対象者	10	9	9	8	5	3	1
要支援 1	8	7	6	6	6	6	6
要支援 2	13	11	9	7	7	7	7
要介護 1	24	20	17	12	12	12	12
要介護 2	26	26	26	26	26	26	26
要介護 3	4	3	2	2	2	2	2
要介護 4	2	2	2	2	2	2	2
要介護 5	2	1	1	1	1	1	1

III 介護保険事業の現状と推計

第1節 介護サービス資源（基盤）

【 現 状・計 画 】

遠別町が運営していた老人介護福祉施設・短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所については、平成19年4月から公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づく管理運営とし、平成22年7月からは社会福祉法人旭川湯らん福祉会（現在は「湯らん福祉会」）に施設及び設備を移譲し民営化となりました。また、遠別町が運営していた居宅介護支援事業所については、2つの民間事業者の参入に伴い平成23年3月に廃止しました。

現在、遠別町に所在する介護保険サービス提供事業者は、社会福祉法人湯らん福祉会（平成19年4月）、社会福祉法人遠別町社会福祉協議会（平成12年4月）、合同会社弥久の輝き（平成31年4月）及び遠別町の4つです。介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所については湯らん福祉会が、訪問介護事業所については遠別町社会福祉協議会が、居宅介護支援事業所については湯らん福祉会、弥久の輝きが運営し、遠別町が運営するのは介護予防支援事業所のみです。

平成13年には遠別町ふれあいステーションが建設され、高齢者の健康増進や教養向上の場として活動や交流の拠点となっています。

平成12・13年度には浴室等には手すりを整備された高齢者向け公営住宅が建設され、独居及び高齢夫婦世帯が入居しています。また、高齢者と若年層が同一棟に入居することにより、近所づきあいの中での見守りを期待した公営住宅の建設を進めています。

平成30年7月には遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センター「なごーみ」がオープンし、多世代交流の拡大や高齢者の健康増進、福祉の増進に寄与しています。

介護サービス基盤一覧

事業者・施設名	概 要
社会福祉法人湯らん福祉会 特別養護老人ホーム 友愛苑（多床室）	本町6丁目1番地6 定員50名
社会福祉法人湯らん福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム 友愛苑（ユニット型個室）	本町6丁目1番地6 定員20名（H24.4～運用開始）
社会福祉法人湯らん福祉会 ショートステイ友愛苑	本町6丁目1番地6 定員6名（併設型）
社会福祉法人湯らん福祉会 デイサービスセンター 友愛苑	本町6丁目1番地6 定員18名
遠別町社会福祉協議会 遠別訪問介護事業所	本町4丁目43番地
社会福祉法人湯らん福祉会 居宅介護支援事業所 友愛苑	本町6丁目1番地6
合同会社 弥久の輝き 居宅介護支援事業所 宮川	本町3丁目40番地
遠別町地域包括支援センター	本町3丁目37番地
遠別町介護予防支援事業所	本町3丁目37番地
遠別町ふれあいステーション	本町6丁目1番地2
高齢者向け公営住宅（あかしや団地）	本町6丁目1番地6 16戸
遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センター	本町4丁目32、33、34、42、43番地

第2節 居宅サービス

1 訪問介護

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問介護事業所は社会福祉法人遠別町社会福祉協議会が運営する事業所のみです。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合には、他の事業者での利用実績があります。

利用回数は平成16年度(2,175回)までは順調に増加してきましたが、平成18年度には激減しました。翌年度には2,015回まで増加しましたが、その後減少が続き、平成22年度には1,131回と介護保険制度が創設となった平成12年度の1,682回を大きく割り込みました。その後第5期、第6期計画期間中は1,700回前後の利用でしたが、平成30年度からは2,000回を超える利用回数で推移しています。

第7期計画における実績見込みについては、介護予防訪問介護が平成28年3月から地域支援事業へ移行したため、介護予防の利用はありませんが、居宅介護については、サ高住等の施設に入居し常時サービスを利用するケースが見受けられ、利用件数、利用回数、給付費ともに計画を上回っております。

また、町内においてはホームヘルパーが不足しているため、家事支援の訪問介護が利用しにくい状況で、社会福祉法人遠別町社会福祉協議会において独自で実施している家事支援のサービスに加え、令和3年度から訪問型基準緩和サービスを開始する予定です。

計画別利用実績合計（訪問介護）

(単位：件、回、円)

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	771	1,063	1,039	742	907	679	715
回数	5,266	6,311	5,490	4,331	5,108	5,100	6,531
給付費	13,941,396	17,771,008	14,534,784	14,668,416	18,011,496	16,810,416	23,867,987

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（訪問介護）

(単位：件、回、円)

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	180	192
		回数	2,256	2,412
		給付費	6,071,000	6,477,000
	実績	件数	222	245
		回数	2,150	2,173
		給付費	7,954,837	7,188,204

※R02は見込値

【 計 画 】

要介護認定者数は既にピークを迎えているため、今後は減少する見込みですが、在宅生活を継続できるよう、質の高いサービスの提供を目指す必要があります。そのため、給付費については同水準を見込み、介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、在宅サービスの普及に努めます。

第8期利用計画（訪問介護）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	228	228	228	228	204
	回数	2,092	2,092	2,092	2,092	1,912
	給付費	8,938,000	8,943,000	8,943,000	8,943,000	8,415,000

2 訪問入浴介護

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問入浴介護事業所は令和2年度現在で1事業所もありません。（平成12年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。）

平成12年度から平成27年度まで利用実績はありませんでしたが、平成28、29、令和元年度に他市町村サービス事業者の利用がありました。

計画別利用実績合計（訪問入浴介護）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	0	0	0	0	0	14	9
回数	0	0	0	0	0	28	36
給付費	0	0	0	0	0	323,379	441,412

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（訪問入浴介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	9
		回数	0	36
		給付費	0	441,412
介護予防	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	0
		回数	0	0
		給付費	0	0

※R02は見込値

【 計 画 】

第8期計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

今後は訪問介護や通所介護の入浴介助では困難な状況も想定されます。広域でのサービス提供の模索や事業所の誘致など検討する必要があります。

3 訪問看護

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問看護事業所は一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団羽幌地域訪問看護ステーションのみです。

利用回数は、平成 29 年度に過去最大の 678 回となり、給付費についても 5,353 千円となりましたが、近年は利用回数、給付費ともに減少の傾向が見られます。

訪問介護と同様に要介護認定者数の減少に加え、高齢化率の上昇により在宅での介護が難しくなり、施設入居を希望する利用者が増えてきたことが要因と考えられます。

計画別利用実績合計（訪問看護）

（単位：件、回、円）

区分	第 1 期 (H12～H14)	第 2 期 (H15～H17)	第 3 期 (H18～H20)	第 4 期 (H21～H23)	第 5 期 (H24～H26)	第 6 期 (H27～H29)	第 7 期 (H30～R02)
件数	17	77	104	169	348	472	464
回数	146	521	322	595	1,537	1,762	1,682
給付費	992,268	3,191,082	2,050,857	4,531,605	12,923,195	13,910,534	13,372,879

※第7期は見込値

第 7 期利用計画及び実績（訪問看護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	120	132
		回数	912	984
		給付費	3,960,000	4,537,000
	実績	件数	125	94
		回数	409	402
		給付費	3,046,222	3,165,072
介護予防	計画	件数	60	60
		回数	396	396
		給付費	1,889,000	1,889,000
	実績	件数	62	63
		回数	194	216
		給付費	1,649,124	1,817,208

※R02は見込値

【 計 画 】

第 7 期計画期間中では、利用件数、利用回数、給付費ともに大きく減少しましたが、通院が困難な受給者が在宅生活を継続する上で不可欠なサービスです。かかりつけ医や介護支援専門員と連携を図りながら、可能な限り在宅生活を継続するため、質の高いサービスの提供を目指す必要があると考えられます。

第 8 期利用計画（訪問看護）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	72	72	72	72	72
	回数	228	228	228	228	228
	給付費	1,834,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000
介護予防	件数	60	60	60	60	36
	回数	224	224	224	224	124
	給付費	1,843,000	1,844,000	1,844,000	1,844,000	1,021,000

4 訪問リハビリテーション

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定訪問リハビリテーション事業所は令和2年度現在で1事業所もありません。(平成12年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。)

平成12年度介護保険制度施行以来、利用実績もありません。希望者については訪問看護で対応している状況です。

【 計 画 】

第8期計画期間中においても、この状況に変化がないことが予想され、利用については見込まないこととします。

リハビリテーションは機能回復の有用性や介護予防の観点から展開すべき事業であり、そのためには理学療法士などの活用が急務です。保健・医療・福祉の連携により目標達成可能な基盤やサービス提供体制の整備を進める必要があるため、保健福祉職等職員修学資金貸付及び就労奨励金交付条例(平成30年条例第1号)に基づき、理学療法士の確保に努めています。

5 居宅療養管理指導

【 現 状 】

居宅療養管理指導とは、医師・歯科医・薬剤師等が高齢者宅を訪問し、在宅での日常生活に必要な指導を行うサービスです。

遠別町内をサービス提供地域とする指定居宅療養管理指導事業所はみなし指定による調剤薬局の1事業所のみです。(平成12年度介護保険制度創設当時は遠別町立国保病院など複数の事業所が「みなし指定」されていましたが、6年を経過し更新手続きは行われませんでした。)

計画別利用実績合計(居宅療養管理指導)

(単位:件、回、円)

区分	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H21~H23)	第5期 (H24~H26)	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R02)
件数	2	0	0	17	6	52	183
回数	2	0	0	32	12	105	414
給付費	16,920	0	0	93,420	31,320	475,335	1,426,900

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績(居宅療養管理指導)

(単位:件、回、円)

区分		H30	R01	R02	
居宅介護	計画	件数	-	-	
		回数	-	-	
		給付費	-	-	
	実績	件数	28	71	83
		回数	58	156	199
		給付費	224,181	560,367	639,994
介護予防	計画	件数	-	-	
		回数	-	-	
		給付費	-	-	
	実績	件数	1	0	0
		回数	1	0	0
		給付費	2,358	0	0

※R02は見込値

【 計 画 】

町内での利用はありませんが、町外の特定施設の入居者による継続した利用があるため、第8期計画期間以降については、第7期の利用実績と同水準を見込みました。

今後高齢化率の上昇に伴い、介護される者のみならず介護する者も高齢者となっていきます。安定した在宅生活を送るためには、広域でのサービス提供の模索や事業所の誘致なども検討する必要があります。

第8期利用計画（居宅療養管理指導）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	84	84	84	84	84
	回数	0	0	0	0	0
	給付費	619,000	619,000	619,000	619,000	619,000

6 通所介護

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定通所介護事業所は社会福祉法人湯らん福祉会が運営するデイサービスセンター友愛苑がありましたが、平成27年の介護保険法の改正により地域密着型通所介護事業所となったため、現在は1事業所もありません。

また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合には、他の事業者での利用実績もあります。

第7期計画における実績見込みについては、介護予防通所介護が平成28年3月から前倒しで地域支援事業へ移行したため、利用実績はありません。居宅介護についても、平成28年4月からデイサービスセンター友愛苑が地域密着型通所介護事業所へ移行となったことから、町外での利用に限定されるため、利用件数、利用回数、給付費ともに、少数に止まりました。

計画別利用実績合計（通所介護）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	1,444	1,892	2,061	2,007	2,010	672	45
回数	5,353	7,173	8,032	9,021	9,833	3,253	415
給付費	28,940,490	35,549,370	45,348,489	61,765,854	71,362,273	21,686,214	2,168,395

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（通所介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計 画	件数	0	0
		回数	0	0
		給付費	0	0
	実 績	件数	12	12
		回数	94	96
		給付費	653,205	622,044

※R02は見込値

【 計 画 】

第8計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

7 通所リハビリテーション

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定通所リハビリテーション事業所は令和2年度現在で1事業所もありません。(平成12年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。)

平成12年度から平成26年度まで利用実績はありませんでしたが、平成27、29、30年度に他市町村サービス事業者の利用がありました。

計画別利用実績合計（通所リハビリテーション）

(単位：件、回、円)

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	0	0	0	0	0	10	5
回数	0	0	0	0	0	54	31
給付費	0	0	0	0	0	406,884	187,678

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（通所リハビリテーション）

(単位：件、回、円)

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	5	0
		回数	31	0
		給付費	187,678	0
介護予防	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	0
		回数	0	0
		給付費	0	0

※R02は見込値

【 計 画 】

第8期計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

前述の訪問リハビリテーションと同様ですが、機能回復の有用性や介護予防の観点から展開すべき事業であり、保健・医療・福祉の連携により目標達成可能な基盤やサービス提供体制の整備を進める必要があります。広域でのサービス提供の模索や事業所の誘致など検討する必要があります。

8 短期入所生活介護

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定短期入所生活介護事業所は社会福祉法人湯らん福祉会が運営する介護老人福祉施設に併設するショートステイ友愛苑のみです。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合には、他の事業者での利用実績があります。

第6期計画期間中は、併設する特別養護老人ホームに空床が有り、ショートステイ用

としての利用があったため増加していましたが、第7期計画期間中は施設入所の需要が増加し、本来の供給量に戻ったため、利用件数、利用回数、給付費ともに減少しております。

短期入所生活介護は介護者の身体的及び精神的な負担軽減のために活用されています。

計画別利用実績合計（短期入所生活介護）

(単位：件、回、円)

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	77	192	416	488	568	635	473
回数	450	1,671	3,639	4,407	4,414	5,240	4,985
給付費	4,115,439	14,114,223	26,792,847	33,427,386	32,426,927	37,691,673	33,256,169

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（短期入所生活介護）

(単位：件、回、円)

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	168	180
		回数	1,896	2,016
		給付費	13,387,000	14,513,000
	実績	件数	155	142
		回数	1,584	1,516
		給付費	10,241,505	9,914,050
介護予防	計画	件数	36	24
		回数	252	168
		給付費	1,156,000	802,000
	実績	件数	12	5
		回数	41	10
		給付費	277,236	72,045

※R02は見込値

【 計 画 】

短期入所生活介護は在宅介護サービス費の約27%を占めています。利用者の生活リズムの調整や介護者の身体的、精神的負担軽減には不可欠なサービスです。第8期計画期間中においても介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第8期利用計画（短期入所生活介護）

(単位：件、回、円)

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	156	156	156	156	120
	回数	1,769	1,769	1,769	1,769	1,388
	給付費	12,492,000	12,499,000	12,499,000	12,499,000	9,866,000
介護予防	件数	12	12	12	12	12
	回数	59	59	59	59	59
	給付費	344,000	345,000	345,000	345,000	345,000

9 短期入所療養介護

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定短期入所療養介護事業所は令和2年度現在で1事業所もありません。

平成12年度から平成27年度まで利用実績はありませんでしたが、平成28、29、令和元年度に他市町村サービス事業者の利用がありました。

計画別利用実績合計（短期入所療養介護）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	0	0	0	0	0	8	1
回数	0	0	0	0	0	62	3
給付費	0	0	0	0	0	647,253	39,259

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（短期入所療養介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	1
		回数	0	3
		給付費	0	39,259
介護予防	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	0
		回数	0	0
		給付費	0	0

※R02は見込値

【 計 画 】

第8期計画期間中においては、遠別町内にサービス提供事業所がないため、利用については見込まないこととします。

今後高齢化率の上昇に伴い、介護される者のみならず介護する者も高齢者となっていきます。安定した在宅生活を送るためには、広域でのサービス提供の模索や事業所の誘致なども検討する必要があります。

10 福祉用具貸与

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定福祉用具貸与事業所は留萌市、稚内市等に所在する営利法人による5事業所があります。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合での利用実績もあります。

給付費は、平成12年度の介護保険制度が開始されてから、徐々に増加しており平成29年度には、過去最大の6,478千円となりましたが、第7期計画期間中は同水準で推移しました。

重度要介護者が在宅で生活するためには、介護用ベッド及びその付属品の貸与が必要となる場合が多く、高額になる傾向にあります。

計画別利用実績合計（福祉用具貸与）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	243	630	450	752	1,435	1,882	1,908
給付費	3,730,131	9,789,048	4,340,601	6,507,954	12,210,882	16,862,574	17,206,706

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（福祉用具貸与）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数 360	372	372
		給付費 4,601,000	4,767,000	5,146,000
実績	計画	件数 381	360	429
		給付費 4,677,975	4,212,107	4,671,343
介護予防	計画	件数 300	312	300
		給付費 1,821,000	1,905,000	1,821,000
実績	計画	件数 229	275	234
		給付費 1,312,092	1,253,898	1,079,291

※R02は見込値

【 計 画 】

福祉用具貸与は在宅介護サービス費の約12%と割合は多くはありませんが、安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスであり、今後も継続してサービス提供をする必要があります。

今後、高齢者の増加に伴い身体に障がいをもつ高齢者数が増加することが予想されますが、需要量には十分に供給可能であると考えられます。介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第8期利用計画（福祉用具貸与）

（単位：件、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	444	444	444	444	444
	給付費	4,712,000	4,712,000	4,712,000	4,712,000	4,712,000
介護予防	件数	228	228	228	228	228
	給付費	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000

11 福祉用具販売

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定福祉用具販売事業所は留萌市、稚内市等に所在する営利法人による5事業所があります。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合での利用実績があります。

平成17年度（利用者数17人、給付費約590千円）に最大となりましたが、近年の利用件数は15件前後、給付費は300千円前後で推移しています。

特に軽度要介護者が入浴補助用具を購入するケースが多い状況です。

◆◆◆ Ⅲ 介護保険事業の現状と推計 ◆◆◆

計画別利用実績合計（福祉用具販売）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	22	44	35	42	39	47	38
給付費	339,070	1,212,806	809,519	1,039,329	849,114	1,141,524	895,601

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（福祉用具販売）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	12	12	12
	給付費	213,000	213,000	213,000
介護予防	実績	10	4	10
	給付費	256,302	134,442	195,203
介護予防	計画	12	12	12
	給付費	224,000	224,000	224,000
介護予防	実績	6	8	0
	給付費	112,959	196,695	0

※R02は見込値

計画期別購入品目実績合計

（単位：個）

品目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	合計
洋式便座	0	0	0	4	6	8	0	18
ポータブルトイレ	3	14	10	10	5	8	8	58
シャワーベンチ	16	20	18	14	21	23	18	130
浴槽用手すり	5	11	12	11	9	11	8	67
浴槽台	6	5	7	15	9	4	9	55
バスボード	1	2	2	1	1	1	1	9
浴槽内すのこ	0	0	0	1	1	0	0	2

※第7期は見込値

【 計 画 】

福祉用具販売は、安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスです。今後も継続してサービス提供をする必要があります。

第8期計画期間中においても、シャワーベンチや浴槽用手すりなどの入浴補助用具やポータブルトイレなどの腰掛便座が主な購入品目となると考えられます。利用者、給付費については、第7期の利用実績とほぼ同数で推計しました。令和7年度以降についても、同数で推計しています。

今後、高齢者の増加に伴い身体に障がいをもつ高齢者数が増加することが予想されます。介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第8期利用計画（福祉用具販売）

（単位：件、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	12	12	12	12	12
	給付費	264,000	264,000	264,000	264,000	264,000
介護予防	件数	12	12	12	12	12
	給付費	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000

12 住宅改修

【 現 状 】

介護保険制度の浸透により、手すりの設置など利用者は微増の状況です。下水道整備に伴い洋式便座への改修が増大したため、給付費は平成14年度(1,211千円)に最大となりました。その後、利用件数は15件前後、給付費は300～1,000千円程度で推移しています。

特に軽度要介護者の手すり設置が多い状況です。

計画別利用実績合計（住宅改修）

(単位：件、円)

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	18	11	21	27	45	26	31
給付費	1,960,065	693,453	1,503,688	1,726,747	2,484,644	1,774,895	1,472,004

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（住宅改修）

(単位：件、円)

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数 12 給付費 467,000	件数 12 給付費 467,000	件数 12 給付費 467,000
	実績	件数 3 給付費 81,239	件数 5 給付費 478,132	件数 7 給付費 52,272
介護予防	計画	件数 12 給付費 461,000	件数 12 給付費 461,000	件数 12 給付費 461,000
	実績	件数 5 給付費 252,000	件数 5 給付費 348,696	件数 6 給付費 259,665

※R02は見込値

計画期別購入品目実績合計

(単位：個)

品目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	合計
手すりの取付け	9	9	18	28	41	25	21	151
段差の解消	2	4	3	7	11	5	0	32
床・通路面材料変更	1	0	0	1	0	0	0	2
引き戸等への取替	0	0	0	0	1	0	0	1
便器の取替え	4	0	0	0	0	0	0	4
付帯工事	0	0	1	1	0	0	0	2

※第7期は見込値

【 計 画 】

住宅改修は、安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスです。今後も継続してサービス提供をする必要があります。

第8期計画期間中においても、手すりの設置が主な改修内容になると考えられます。利用者、給付費については、第7期の利用実績とほぼ同数で推計しました。令和7年度以降についても、同数で推計しています。

今後、高齢者の増加に伴い身体に障がいをもつ高齢者数が増加することが予想されます。介護者の意識が要介護状態と施設入所が直結することのないよう、広報活動を拡充し、可能な限り在宅で生活できるよう努める必要があります。

第8期利用計画（住宅改修）

（単位：件、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	12	12	12	12	12
	給付費	352,000	352,000	352,000	352,000	352,000
介護予防	件数	12	12	12	12	12
	給付費	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000

13 特定施設入居者生活介護

【 現 状 】

特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などで、包括型（一般型）特定施設と外部サービス利用型特定施設に区分されます。

包括型は特定施設の従業者が入居者に対し、特定施設入居者生活介護としてサービスを提供します。

遠別町内には特定施設入居者生活介護事業所は令和2年度現在で1事業所もありません。（平成12年度介護保険制度創設当時から事業所はありません。）

平成18～19年度、平成21～25年度に他市町村の事業所での利用はありましたが、第6期計画中の利用はありませんでした。しかし、第7期計画中には再び利用者が増えてきています。

計画別利用実績合計（特定施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	0	0	6	23	14	0	20
回数	0	0	167	594	397	0	533
給付費	0	0	947,016	3,831,483	2,806,076	0	3,364,628

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（特定施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	1	3
		回数	9	67
		給付費	52,611	379,612
介護予防	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	0
		回数	0	0
		給付費	0	0

※R02は見込値

【 計 画 】

政府は「介護離職ゼロ」の対策の一環として、介護付有料老人ホームやサ高住等の特定施設の新設を後押しする支援を始めたため、今後特定施設の増加が考えられます。

町内においても、特養が満床により待機者となった際に特定施設を希望するケースがあるため、第8期計画期間中については、令和2年度の実績をもとに増加傾向と推計します。

また、令和7年度以降についても同様とします。

第8期利用計画（特定施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	24	36	36	48	36
	回数	732	1,095	1,095	1,460	1,095
	給付費	4,731,000	7,172,000	7,172,000	9,467,000	7,172,000

14 居宅介護支援

【 現 状 】

遠別町内をサービス提供地域とする指定居宅介護支援事業所は社会福祉法人湯らん福祉会、合同会社弥久の輝きがあります。また、要介護者が他市町村に長期的に滞在する場合での利用実績があります。

要支援者を支援する介護予防支援については直営で行ってありますが、一部を町内の居宅介護支援事業所へ委託しています。また、一時的に他市町村で生活する場合には、他市町村の居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

第7期計画期間中の居宅介護については、利用件数、給付費ともに順調に増加しており、平成30年度には、利用件数769件、給付費9,962千円で、過去最大となりました。介護予防については、平成28年3月に地域支援事業へ移行し、総合事業のみの利用者については、介護予防ケアマネジメント費を請求できないため、第6計画期間中と同水準となりました。

これまで要支援者、要介護1の軽度要介護者が多数でしたが、近年では、初回認定から要介護者となるケースが増加しています。また、区分変更も増え要介護2、要介護3の中度要介護者の増加が顕著になってきました。

計画別利用実績合計（居宅介護支援）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	2,146	2,738	2,851	2,833	3,090	3,081	3,084
給付費	16,610,020	26,490,726	29,733,918	25,284,803	26,982,032	30,766,480	32,735,135

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（居宅介護支援）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数 648	660	636
		給付費 8,176,000	8,373,000	8,190,000
実績	計画	件数 769	736	743
		給付費 9,961,762	9,481,358	9,611,840
介護予防	計画	件数 420	420	420
		給付費 1,853,000	1,855,000	1,854,000
実績	計画	件数 266	309	261
		給付費 1,164,800	1,368,840	1,146,535

※R02は見込値

【 計 画 】

居宅介護支援は在宅の要介護者についてのケアマネジメントです。安定した在宅生活を送るためには不可欠なサービスです。今後も継続してサービス提供をする必要があります。

第7期計画期間中、要介護認定者数は減少しているにもかかわらず、介護度の重度化により給付費は増加傾向にありましたので、第8期計画期間中及び令和7年度以降については、今以上の重度化を回避し同水準を維持できるように、地域支援事業による一般介護予防及び後期高齢者健診の受診率向上に努めます。

第8期利用計画（居宅介護支援）

（単位：件、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	732	732	732	732	732
	給付費	9,632,000	9,638,000	9,638,000	9,638,000	9,638,000
介護予防	件数	276	276	276	276	276
	給付費	1,201,000	1,201,000	1,201,000	1,201,000	1,201,000

第3節 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、平成18年度に開始されたサービスです。

原則として、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定、指導監督の権限を有し、国の基準の範囲内で独自の介護報酬、指定基準が設定できます。

現在、遠別町が指定している地域密着型サービス事業所は、他市町村に所在する認知症対応型共同生活介護を行う3事業所と、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護と、地域密着型通所介護を行う社会福祉法人湯らん福祉会の2事業所となっております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービスについては、平成18年地域密着型サービス創設以来、指定の実績がありません。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【 計 画 】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

1つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する（一体型）か、あるいは訪問看護事業所と緊密な連携を図って実施します（連携型）。

令和元、2年度に住所地特例者による他市町村での利用がありましたが、遠別町内をサービス提供地域とする事業者は無いため第8期計画期間中は見込まないこととします。

計画別利用実績合計（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	-	-	-	-	-	-	25
回数	-	-	-	-	-	-	26
給付費	-	-	-	-	-	-	3,413,807

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（高額医療合算介護サービス費）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
要 介 護	計画 給付費	1,324,000	1,331,000	1,330,000
	実績 件数	4	12	64
	給付費	87,023	315,227	2,196,774
要 支 援	計画 給付費	-	-	-
	実績 件数	0	0	0
	給付費	0	0	0

2 夜間対応型訪問介護

【 計 画 】

夜間対応型訪問介護は、要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、夜間に定期的な巡回または通報により、訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間においても安心して生活を送ることができるように援助するものです。「定期巡回」「オペレーションセンターサービス」「随時訪問サービス」が一括して提供されます。

第8期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

今後、後期高齢者の増加が予想され、安心した在宅生活を送るためには必要なサービスであり、遠別町社会福祉協議会訪問介護事業所と連携し、事業所の誘致も含め事業展開の可能性について検討する必要があります。

3 地域密着型通所介護

【 現 状 】

平成 27 年の介護保険法の改正により、平成 28 年 4 月から通所介護事業所の利用定員が 18 人以下の事業所は地域密着型通所介護事業所となりました。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

町内では平成 28 年 4 月からデイサービスセンター友愛苑が地域密着型通所介護事業所へ移行し、サービスを提供しています。

計画別利用実績合計（地域密着型通所介護）

（単位：件、回、円）

区分	第 1 期 (H12～H14)	第 2 期 (H15～H17)	第 3 期 (H18～H20)	第 4 期 (H21～H23)	第 5 期 (H24～H26)	第 6 期 (H27～H29)	第 7 期 (H30～R02)
件数	—	—	—	—	—	860	1,366
回数	—	—	—	—	—	3,751	6,407
給付費	—	—	—	—	—	26,023,694	43,845,027

※第7期は見込値

第 7 期利用計画及び実績（地域密着型通所介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居 宅 介 護	計 画	件数	408	420
		回数	1,764	1,824
		給付費	12,552,000	13,021,000
	実 績	件数	484	444
		回数	2,286	1,979
		給付費	15,578,874	13,511,160

※R02は見込値

【 計 画 】

地域密着型通所介護は、身体状況を維持又は改善を図り介護予防の観点からも、自立した在宅生活を継続する上で中心的なサービスです。

第 8 期計画については、第 7 期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。

第 8 期利用計画（地域密着型通所介護）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居 宅 介 護	件数	444	444	444	444	444
	回数	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141
	給付費	14,989,000	14,997,000	14,997,000	14,997,000	14,997,000

4 認知症対応型通所介護

【 計 画 】

認知症対応型通所介護は、認知症（急性を除く）の要介護者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

第8期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

5 小規模多機能型居宅介護

【 計 画 】

小規模多機能型居宅介護は、居宅で通所や短期宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう援助するものです。登録された定員を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。

第8期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

6 認知症対応型共同生活介護

【 現 状 】

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにするものです。

遠別町内に、認知症対応型共同生活介護を行う事業所はありません。他市町村長の同意のもと、グループホームに入居しているのが現状です。

平成30年度には過去最大の19人となり、給付費についても43,609千円となりましたが、近年は利用回数、給付費ともに減少の傾向が見られます。

また、要支援者についても令和2年度に1名の入居がありました。

計画別利用実績合計（認知症対応型共同生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	0	29	42	83	167	428	534
回数	0	893	1,251	2,346	4,911	12,607	15,586
給付費	0	6,448,960	9,628,173	19,016,586	37,410,822	94,048,542	121,641,183

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（認知症対応型共同生活介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	192	192
		回数	0	0
		給付費	50,710,000	51,215,000
	実績	件数	192	179
		回数	5,588	5,310
		給付費	43,608,909	41,383,233
介護予防	計画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実績	件数	0	0
		回数	0	0
		給付費	0	0

※R02は見込値

【 計 画 】

平成30年度をピークに、利用回数、利用件数、給付費ともに減少しましたが、供給量の不足が要因で、今後も需要は高いと考えられる為、第8期計画期間及び令和7年度以降についても、増加傾向と推計しました。

第8期利用計画（認知症対応型共同生活介護）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居宅介護	件数	156	168	168	180	180
	回数	4,745	5,110	5,110	5,475	5,475
	給付費	36,541,000	39,647,000	39,647,000	42,903,000	42,903,000
介護予防	件数	12	12	12	12	12
	回数	0	0	0	0	0
	給付費	2,477,000	2,479,000	2,479,000	2,479,000	2,479,000

7 地域密着型特定施設入居者生活介護

【 計 画 】

地域密着型特定施設とは、有料老人ホーム等で入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者である入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行い、地域密着型特定施設で、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

第8期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

今後、高齢者が可能な限り自宅で生活できるよう包括ケアの推進により住まいのあり方についても検討を進める必要があります。

8 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

【 現 状 】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、原則要介護3以上の要介護者を対象とした定員29人以下の特別養護老人ホームです。

平成22年度から遠別町内に事業所を置く社会福祉法人湯らん福祉会が特別養護老人ホーム友愛苑の増改築を行い、平成24年4月から新たにユニット型個室20床の運用を開始されました。

当初、ユニット型個室と既存の多床室の合計70床を広域の介護老人福祉施設として運用する計画でしたが、平成23年介護保険法改正により、29床以下のユニット型個室については地域密着型介護老人福祉施設となりました。

平成19年4月に指定を受け、6年後の指定更新申請をするまでの間は、経過措置により広域で運営し、平成25年4月に指定を受け、地域密着型介護老人福祉施設として運営しています。

計画別利用実績合計（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	0	0	0	0	434	610	625
回数	0	0	0	0	12,660	18,000	18,287
給付費	0	0	0	0	95,987,421	142,692,579	161,403,579

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居 宅 介 護	計 画	件数	216	216
		回数	0	0
		給付費	52,078,000	52,101,000
	実 績	件数	189	221
		回数	5,601	6,499
		給付費	48,718,332	56,907,999

※R02は見込値

【 計 画 】

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は地域密着型サービス費の約51%を占め、今後も継続的なサービス提供が必要です。

第8期計画以降においては、第7期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。

第8期利用計画（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）

（単位：件、回、円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
居 宅 介 護	件数	216	216	216	216	216
	回数	6,570	6,570	6,570	6,570	6,570
	給付費	55,565,000	55,596,000	55,596,000	55,596,000	55,596,000

9 看護小規模多機能型居宅介護

【 計 画 】

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所が行うサービスです。

別々に指定を受けた事業所から、別々にサービスを提供するよりも、看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されたケアマネージャーによるサービスの一元管理により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能となります。

第8期計画期間中においても、遠別町内に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

今後、高齢者が可能な限り自宅で生活できるよう包括ケアの推進により住まいのあり方についても検討を進める必要があります。

第4節 施設サービス

1 介護老人福祉施設

【 現 状 】

遠別町内に所在する指定介護老人福祉施設は平成22年度に遠別町から経営移譲された社会福祉法人湯らん福祉会が運営する特別養護老人ホーム友愛苑の1施設のみです。また利用実績としては、令和2年12月現在で3名が他市町村の特別養護老人ホームに入所しています。

平成24年4月から増床したユニット型個室20床の運用が開始され、利用件数等が一時的に増えましたが、平成25年4月から増床分が地域密着型介護老人福祉施設となり、利用件数については、現在年間480～500件で推移しております。

計画別利用実績合計（介護老人福祉施設）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	1,837	1,864	1,825	1,750	1,826	1,582	1,469
回数	53,495	54,302	53,427	50,533	53,517	45,894	42,442
給付費	439,465,121	409,687,983	395,614,572	416,078,288	439,802,258	347,103,629	356,359,479

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（介護老人福祉施設）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	576	576
		回数	0	0
		給付費	126,295,000	126,352,000
	実績	件数	488	483
		回数	14,046	14,170
		給付費	116,400,583	119,212,895

【 計 画 】

介護老人福祉施設は施設介護サービス費の約88%を占め、介護給付費全体の約35%を占める重点的なサービスで、今後も継続的なサービス提供が必要です。

第8期計画においては、第7期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。令和7年度以降については、第8期計画期間中と同数と推計しました。

第8期利用計画（介護老人福祉施設）

（単位：件、回、円）

区分	R03	R04	R05	R07	R22
件数	492	504	504	504	504
回数	14,965	15,330	15,330	15,330	15,330
給付費	121,528,000	124,585,000	124,755,000	124,128,000	124,128,000

2 介護老人保健施設

【 現 状 】

介護老人保健施設への入所対象者は、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療のサービスを必要とする要介護者です。

遠別町内に所在する指定介護老人保健施設は、平成29年度現在で1事業所もありません。

第7期計画期間中の利用実績としては、札幌市や旭川市などの施設に3～5名程度入所しております。

計画別利用実績合計（介護老人保健施設）

（単位：件、回、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	147	78	85	87	50	66	152
回数	4,315	2,245	2,495	2,488	1,434	1,888	4,479
給付費	40,182,906	20,813,425	23,529,483	24,427,325	14,113,940	17,943,553	39,930,688

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（介護老人保健施設）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計画	件数	24	24
		回数	0	0
		給付費	6,356,000	6,359,000
	実績	件数	47	46
		回数	1,402	1,315
		給付費	12,313,582	11,285,519

【 計 画 】

第7期計画期間中では、利用者が第6期計画期間中の2倍に増え当初の計画を大幅に上回りました。第8期計画においては、第7期計画期間中の利用回数、給付費をもとに推計しています。令和7年度以降については、第8期計画期間中とほぼ同数で推計しました。

第8期利用計画（介護老人保健施設）

（単位：件、回、円）

区分	R03	R04	R05	R07	R22
件数	60	60	60	72	60
回数	1,825	1,825	1,825	2,190	1,825
給付費	16,562,000	16,572,000	16,572,000	19,699,000	16,572,000

3 介護老人療養型医療施設

【 現 状 】

介護療養型医療施設の入院対象者は、病状が安定期にある長期療養患者であって、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことが必要な要介護者です。

遠別町内に所在する指定介護療養型医療施設は、平成 29 年度現在で 1 事業所もありません。

第 7 期計画期間中は、天塩町の施設において利用実績がありました。令和 2 年 12 月現在利用者は居ない状況です。

計画別利用実績合計（介護療養型医療施設）

（単位：件、回、円）

区分	第 1 期 (H12～H14)	第 2 期 (H15～H17)	第 3 期 (H18～H20)	第 4 期 (H21～H23)	第 5 期 (H24～H26)	第 6 期 (H27～H29)	第 7 期 (H30～R02)
件数	68	118	85	46	35	7	1
回数	1,937	3,565	2,438	1,344	1,031	199	1
給付費	21,480,158	41,564,691	26,319,310	15,427,638	11,826,225	1,957,950	15,660

※第 7 期は見込値

第 7 期利用計画及び実績（介護療養型医療施設）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02
居宅介護	計 画	件数	-	-
		回数	-	-
		給付費	-	-
	実 績	件数	1	0
		回数	1	0
		給付費	15,660	0

※R02は見込値

【 計 画 】

介護療養型医療施設は平成 24 年度に介護療養型病床が廃止される見込みでしたが、平成 23 年の介護保険法改正において 6 年間延期され、平成 29 年に介護保険法改正でさらに経過措置期間が 6 年間設けられ、令和 6 年 3 月まで継続可能となりました。

第 8 期計画期間中においては、第 7 期計画期間中の利用実績がほとんどないことから、利用については見込まないこととします。

4 介護医療院

【 計 画 】

介護医療院は、令和 6 年度末で廃止が決められた介護療養型医療施設に代わる施設として、平成 30 年 4 月に創設されました。

第 8 期計画期間中においては、遠別町及び近隣市町村において新規に開設される予定はないことから、利用については見込まないこととします。

第5節 その他介護サービス

1 特定入所者介護サービス費

【 現 状 ・ 計 画 】

市町村住民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住（滞在）費には、利用者負担の限度額が設定され、その限度額を超える分を特定入所者介護サービス費として支給されます。

この特定入所者介護サービス費は、平成17年10月利用分から施行されています。低所得者の施設サービスや短期入所サービス利用日（回）数が増加するほど、給付費は増額となります。

第8期計画及び令和7年度以降については、令和3年度に制度改正が予定されているため、影響額を勘案し推計しています。

計画別利用実績合計（特定入所者介護サービス費）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	-	276	2,106	2,043	2,445	2,354	2,193
給付費	-	8,662,530	60,170,510	53,860,790	76,448,350	87,285,040	86,021,871

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（特定入所者介護サービス費）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
要介護	計画 給付費	28,956,000	29,093,000	29,067,000
	実績 件数	686	737	750
	実績 給付費	26,398,910	29,333,542	30,189,810
要支援	計画 給付費	62,000	63,000	63,000
	実績 件数	10	5	5
	実績 給付費	35,460	10,200	53,949

※R02は見込値

第8期利用計画（特定入所者介護サービス費）

（単位：千円）

区分		R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
要介護	給付費	30,192,000	30,192,000	30,192,000	30,192,000	30,192,000	30,192,000	30,192,000
要支援	給付費	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000

2 高額介護サービス費

【 現 状 ・ 計 画 】

要介護者等が1ヵ月に支払った利用者負担額が、世帯合計で一定の上限額を超えた場合に高額介護サービス費として支給されます。

この高額介護サービス費は、低所得者には負担が過重にならないように、保険料段階に応じた上限額が設定されています。

低所得者の介護サービス利用料が増加するほど、給付費は増額となります。

令和3年度に制度改正が予定されていますが、影響はわずかであるため、第8期計画及び令和7年度以降については、第7期計画期間中の給付費をもとに推計しています。

◆◆◆ III 介護保険事業の現状と推計 ◆◆◆

計画別利用実績合計（高額介護サービス費）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	361	538	1,125	1,374	2,067	2,019	2,269
給付費	1,535,647	3,823,187	7,687,643	15,088,822	20,572,336	18,551,008	23,959,116

※第7期は見込値

第7期利用計画及び実績（高額介護サービス費）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
要介護	計画 給付費	6,129,000	6,158,000	6,153,000
	実績 件数	726	769	761
	給付費	7,284,883	8,143,105	8,452,617
要支援	計画 給付費	1,000	1,000	1,000
	実績 件数	1	2	10
	給付費	11	123	78,377

※R02は見込値

第8期利用計画（高額介護サービス費）

（単位：円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
要介護	給付費	8,456,000	8,456,000	8,456,000	8,456,000	8,456,000
要支援	給付費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

3 高額医療合算介護サービス費

【現状・計画】

介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額となったとき、高額医療合算介護サービス費が支給されます。1年間の介護保険と医療保険・後期高齢者医療の負担額を、7月31日時点での医療保険の世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分が支給対象となります。また、介護保険と医療保険・後期高齢者医療は負担額に応じて按分され、医療保険・後期高齢者医療では高額介護合算療養費として支給されます。

低所得者の介護サービス利用料が増加するほど、給付費は増額となります。

第8期計画及び令和7年度以降については、第7期計画期間中の給付費をもとに推計しています。

計画別利用実績合計（高額医療合算介護サービス費）

（単位：件、円）

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R02)
件数	-	-	-	68	166	157	80
給付費	-	-	-	1,556,572	4,332,121	3,872,428	2,599,024

※第7期は見込値

◆◆◆ Ⅲ 介護保険事業の現状と推計 ◆◆◆

第7期利用計画及び実績（高額医療合算介護サービス費）

（単位：件、円）

区分		H30	R01	R02
要介護	計画	給付費 1,324,000	1,331,000	1,330,000
	実績	件数 4	12	64
		給付費 87,023	315,227	2,196,774
要支援	計画	給付費 -	-	-
	実績	件数 0	0	0
		給付費 0	0	0

※R02は見込値

第8期利用計画（高額医療合算介護サービス費）

（単位：円）

区分		R03	R04	R05	R07	R22
要介護	給付費	1,352,000	1,352,000	1,352,000	1,352,000	1,352,000

IV 地域支援事業の推進

第1節 地域支援事業の現状

地域支援事業とは、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業です。

事業は大きく3つの柱からなり、要支援者等を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」と地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての「包括的支援事業」市町村の判断により行われる「任意事業」からなります。

平成24年度には「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みがスタートし、以降、介護予防事業は総合事業に再編され、平成28年3月から要支援認定者に係る訪問・通所サービスが総合事業に移行するとともに、包括的支援事業では新たな事業が組み込まれるなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて事業体系が見直されています。

本町における具体的な事業として、平成28年度から在宅医療・介護連携や認知症施策の推進を図るほか、生活支援体制整備事業など、高齢者の自立した生活支援を進めています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、自立支援に関する取組みを推進するために、要介護認定に至らない要支援者や、今後要介護状態に陥る可能性のある方を含めた全ての65歳以上の高齢者に対して行われます。保険者機能強化推進交付金等の活用を検討し、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組の充実を図ります。

○介護予防・生活支援サービス事業

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた事業対象者及び要支援1・2の認定者（以下「要支援者等」という。）を対象とし、本人の希望及び自立支援のために必要な範囲でサービスを提供します。多様なサービスの創設に向けて検討してきた訪問型基準緩和サービスは第8期期間中に実施します。

・訪問型サービス（従前の訪問介護相当サービス）

従前の介護予防訪問介護と同等のサービスで身体介護や服薬管理等の専門性のあるサービスを必要とする場合の日常生活の支援を継続して実施していきます。

・訪問型サービスA（訪問型基準緩和サービス）

身体介護以外の掃除・洗濯等の生活援助サービスで、訪問介護員及び生活支援サポーター（生活支援サポーター養成講座修了者）による生活援助を実施します。

第7期利用実績（訪問型サービス）

（単位：件、回、円）

区分	H30	R01	R02	合計	
実績	件数	103	145	129	377
	回数	421	584	576	1,581
	給付費	1,230,138	1,667,295	1,672,281	4,569,714

※R02は見込値

◆◆◆ IV 地域支援事業の推進 ◆◆◆

第8期利用計画（訪問型サービス）

（単位：件、回、円）

区分	R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
件数	180	180	180	180	180	180	180
回数	768	768	768	768	768	768	768
給付費	2,378,000	2,378,000	2,378,000	2,378,000	2,378,000	2,378,000	2,378,000

・訪問型サービスC（短期集中予防サービス事業）

通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる者に、保健・医療専門職が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握し、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施します。

・通所型サービス（従前の通所介護相当サービス）

従前の介護予防通所介護と同等のサービスで、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、日常生活の支援や日常生活動作訓練等を指定事業所において提供します。

第7期利用実績（通所型サービス）

（単位：件、回、円）

区分		H30	R01	R02	合計
実績	件数	258	302	276	836
	回数	920	1,111	1,099	3,130
	給付費	3,511,350	4,227,930	4,156,790	11,896,070

※R02は見込値

第8期利用計画（通所型サービス）

（単位：件、回、円）

区分	R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
件数	276	276	276	276	276	276	276
回数	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
給付費	4,284,000	4,284,000	4,284,000	4,284,000	4,284,000	4,284,000	4,284,000

・介護予防ケアマネジメント（総合事業のみを利用する方のケアマネジメント業務）

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

第7期利用実績（介護予防ケアマネジメント）

（単位：件）

区分		H30	R01	R02	合計
実績	件数	173	203	224	600

※R02は見込値

第8期利用計画（介護予防ケアマネジメント）

（単位：件、回、円）

区分	R03	R04	R05	R07	R12	R17	R22
件数	240	240	240	240	240	240	240

○一般介護予防事業

一般介護予防事業は、従来から存在した介護予防事業から移行して総合事業に位置付けられたものです。

町が行う事業と地域の共助やサービス事業者との役割を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、町民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加や通いの場が継続できる地域づくりを推進するとともに、地域の保健・介護・福祉の知識を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護・要支援の状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

対象者は、第一号被保険者である65歳以上の全ての高齢者です。

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
地域介護予防支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

2 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営分の「総合相談や支援」「権利擁護事業」「包括的・継続的ケアマネジメント」と社会保障充実分の「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」を行ないません。地域包括支援センターは包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療・福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

○総合相談支援業務

心身の状況等必要な実情の把握、保健医療・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など総合的な支援を行っています。

○権利擁護業務

高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度を円滑に利用できるような支援など権利擁護のため必要な援助を行っています。

○包括的・継続的ケアマネジメント業務

要支援者等がその心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行っています。

○在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく提供するために医療や介護の協働・連携の推進を図ります。

医療・介護の多職種連携を実現するために、多職種を対象とした事例検討や研修等を実施します。

また、本人・家族・支援者が十分に認識・理解し、人生の最終段階における意思決定を支援できるように、「終末期・救急医療部会」を立ち上げ、ACP（人生会議）について理解を深めるために「ACPシート」の普及啓発を行います。

○生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが高齢者の困りごとや地域の課題を多様な関係者と解決策等を協議します。また、第8期の期間中に就労的活動支援コーディネーターの配置も検討し、高齢者の生きがいや社会参加を推進します。

○認知症総合支援事業

認知症の早期発見・早期相談に向けて、本人や家族が小さな異常を感じたときに身近な存在であるかかりつけ医や介護保険サービス事業所、地域の行政等の関係機関は、適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるように努めることが求められています。本人や周囲が早く気づき、早期対応できるよう積極的な情報提供を行い、関係機関の連携強化を図り、早期発見・早期対応の体制構築を目指します。

事業	内容
認知症初期集中支援推進事業	認知症の方及びその家族等に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医と連携しながら、早期診断および早期対応に向けた支援を行います。
認知症地域支援・ケア向上事業	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方への相談支援並びに連携体制を構築する。
認知症サポーター養成事業	認知症の正しい知識や適切な対応について普及啓発し、地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成をします。
認知症介護教室	認知症介護に関する適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容として実施します。
チームオレンジ事業	認知症サポーターが個人やチームにより認知症の人やその家族等への具体的な支援につながる仕組みづくり（チームオレンジ）の整備に向けた検討をします。

○地域ケア会議推進事業

地域に生活する高齢者の方々ができる限り住み慣れた環境の中で生活できるようにという地域包括ケアを推進するため、民生委員等が集まって地域で生活する高齢者を支えていくための合議体です。当町では、遠別町地域自立支援協議会（高齢者部会）において生活に支障のある高齢者の支援について検討を行っています。

3 任意事業

任意事業は、住み慣れた地域で安心した生活を継続できるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や現に介護する家族等に対し、地域の実情に応じた必要な支援をすることを目的として、「介護給付等費用適正化事業」「家族介護支援事業」「その他の事業」を行います。法律の趣旨に合致すれば多様な事業展開が可能で、地域の実情に応じ市町村独自の形態により行うことができます。

○介護給付等費用適正化事業

介護（介護予防）給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減、介護給付費や介護保険料の抑制を通じて、持続可能な介護保険制度の構築のため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を行っています。

○その他の事業

・成年後見人利用支援事業

高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談を地域包括支援センターで受け、関係機関と定期的に相談事例などの情報交換を行いながら、今後、市民後見実施機関検討協議会等の設置により、成年後見制度の普及・促進を図ります。

さらに、成年後見を申し出る親族のいない高齢者に対して成年後見市町村長申立てを実施するとともに「成年後見制度利用支援事業」により申立て経費や後見人報酬等の助成を行います。

V 介護保険サービスを円滑に確保するための方策

第1節 将来の市町村特別給付等についての考え方

介護保険制度では、保険給付に「法定給付」として「介護給付」「介護予防給付」が位置づけられ、「法定外給付」として「市町村特別給付」が条例により定めることができます。法定給付にあたる居宅サービスの一部を法定基準より回数を多く定める「上乘せサービス」と法定給付以外のサービスを行う「横出しサービス」を実施することができます。市町村特別給付の財源の全てが第1号被保険者保険料で賄うことになっています。

遠別町では平成12年の介護保険法施行以来、保険料の上昇に直結することから、実施していません。

現状の介護サービスを低下させないことを方針として、法定外サービスについては、遠別町及び社会福祉法人等の独自事業として継続すべきと考えます。

今後、市町村特別給付とするか否かについては、利用者の負担等の考え方を再検討した上で慎重に判断する必要があります。

第2節 介護サービス提供事業者の参入

遠別町において、利用可能な介護保険サービスは、都市部と比較すると少ないのが現状です。特に居宅介護サービス部門の充実が重要であり、企業やNPO法人も含め多様な事業者が参入することにより、施設サービスに依存せずに在宅生活を可能にできるものと考えます。

しかし、当町においては、担い手不足が問題となっており、新たな介護サービス提供事業者（有料老人ホーム等）の確保は難しい状態にあります。

また、今後、ボランティアによる支え合い活動も必要なため、生活支援体制整備事業での担い手の育成や支援の検討を進める必要があります。

第3節 低所得者に対する利用者負担軽減

介護保険制度では、低所得者に対し、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費の支給を定めています。

遠別町においては、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年老発474号）」に基づき、利用者負担軽減事業（「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」・「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」・「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」）を実施しています。

今後も、低所得者への軽減事業については継続して実施する必要があると考えます。

第4節 要介護認定申請をしない方への対応

地域包括支援センター、高齢者福祉担当、民生委員や社会福祉法人等が連携し、認定申請が必要と思われる方について情報収集や個別訪問を行い、介護予防把握事業や実態把握、要介護認定申請や事業対象者としての総合事業利用への助言、相談等を行っています。

今後も高齢者独居世帯や夫婦世帯の増加が予想されることから、これまでと同様に積極的に実態把握に努める必要があります。

第5節 関係機関の連携

介護サービス利用者のケアマネジメントが円滑に行われ、ニーズに応じたサービスを提供するためには、サービス提供事業所等と密接な連携が成立していることが前提であり、利用者が一貫した援助を受けていると思われるようなサービス提供が求められます。

これまでと同様に関係機関が密接な相互連携を図ることが必要です。

第6節 町民への周知・啓発活動

介護保険制度は、その創設から21年が経ち、サービスの利用者は制度創設時の3倍を超え、全国で500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

今後も積極的に介護保険事業に関し制度の周知や解説等を行う必要があります。具体的には、ホームページや広報媒体での分かりやすい保健福祉情報の提供や、必要に応じ制度の説明会を実施します。

第7節 相談・苦情処理体制の整備

介護サービス利用者の様々な相談・苦情に対し、即時対応する必要があり、自治体の果たすべき役割となっています。遠別町にあった相談・苦情対応の体制を構築します。

また、相談・苦情内容によっては、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図り対応します。

【相談・苦情内容と対応】

相談・苦情内容	対応
○制度の内容に関するもの ・介護保険制度の疑問等	広報等による住民への周知 直接または電話等での対応
○介護サービスの契約に関するもの ・契約の不履行 ・あいまいな契約書のトラブル	権利・義務の明確化の指導 契約書内容の明確化の指導
○介護サービスの内容に関するもの ・サービス提供時の物理的・身体的被害 ・身体拘束等の虐待・被害 ・サービス提供従事者との相性 ・サービス内容の不備	損害賠償内容の確認 処遇や被害内容の確認 従事者の交代等の指導 事業者への確認
○要介護認定に関するもの ・自立認定によるサービス利用の不可 ・要介護認定の取り消し等	実態把握と解決策の検討 必要なサービスの手配 行政不服審査

VI 高齢者福祉サービス等の実施

第1節 高齢者自立支援事業

1 電話訪問サービス

高齢者が居宅で自立した生活を送るため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、電話で安否の確認や心身状況の確認等を行っています。実施方法としては社会福祉法人遠別町社会福祉協議会に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

2 福祉相談員派遣サービス

高齢者が居宅で安心かつ自立した生活の継続を可能にするため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、日常生活上の軽易な支援及び相談援助を行っています。実施方法としては社会福祉法人遠別町社会福祉協議会に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

3 除雪サービス

高齢者が居宅で自立した生活を送るため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、玄関前等の除雪支援を行っています。実施方法としては高齢者事業団に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

4 緊急通報システム設置サービス

高齢者の緊急事態における迅速かつ的確な救護体制を図るため、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等を対象に、24時間365日対応の緊急通報システムの設置及び運用を行い、利用者の緊急時の通報の他に相談支援や委託事業者からのお伺い電話を行っています。実施方法としては安全センター株式会社に委託しています。

今後、高齢者世帯の増加が予想されることから、引き続き実施する必要があります。

第2節 高齢者福祉増進推進対策事業

1 高齢者交通費助成事業

高齢者の積極的な社会参加を助長することを目的とし、バス及びタクシーを必要とする満70歳以上の高齢者にその費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活及び社会生活を容易にするため、交通費助成券を交付しています。

バス乗車券については年間30枚を交付し、沿岸バス株式会社及び町が運行する遠別町内の運行バス路線で利用でき、タクシー乗車券については、年間10枚を交付し株式会社北星観光が運行するタクシーの基本料金部分を助成しています。

今後高齢者世帯の増加が予想され、社会参加の助長等により一定の介護予防効果が見込めることから、引き続き実施する必要があります。

また、平成27年3月から、遠別町福祉有償運送等運営協議会を設置し、高齢者に限らず障がい者の交通の確保を行っています。

2 高齢者温泉入浴券交付事業

高齢者の健康増進や交流機会の拡大、いきいきとした心の健康づくりを目的とし、満65歳以上の高齢者を対象に、旭温泉の無料入浴券を年間10枚交付しています。今後高齢者世帯の増加が予想され、健康増進や交流機会の拡大等により一定の介護予防効果が見込めることから、引き続き実施する必要があります。

3 遠別町高齢者等見守りネットワーク事業

一人暮らし高齢者等の見守りを充実させるため、民間事業者等と見守りに関する協定を締結しています。この協定では、民間事業者等の日常業務の中で「緩やかな見守り」を行い、異変を発見した場合に町へ連絡をいただき、町では関係機関や地域と連携して対応することとしています。

高齢者等の見守りでは、自らも日常生活において地域や親族等との関わりを持つことを意識するとともに、地域住民同士の見守りが非常に重要です。

協定締結の状況（令和2年1月末現在）

協力事業者	12事業者
協力福祉団体等	4団体
行政機関	2機関

4 地域支え合いサロン（共生型サロン）

地域で支援を必要とする人々の憩いの場を作ることにより、引きこもりや孤立を解消し、生きがいづくりに繋げることを目標とし、障がい者と高齢者等が支え合い地域で安心して主体的に暮らしていけるよう共生型サロンを実施しています。

障がい者や高齢者等の心身の健康増進に繋がることから、引き続き実施する必要があります。

第3節 その他の事業

高齢者が参加可能な団体やサービスは、遠別町内に5団体ある老人クラブ、高齢者事業団、遠別町教育委員会が主催する「しらかば学園大学」、社会福祉法人遠別町社会福祉協議会が主催する、「ぼかぼか交流会」等があります。

いずれも、交流機会の拡大等により一定の介護予防効果が見込めることから、積極的に加入促進を図る必要があります。

また、町内会主催の「集いの場」など、生活支援コーディネーターが実施支援をしています。

VII 介護保険事業費の見込み（令和3～5年度）

第1節 第7期計画の実績

第7期計画期間中の実績（見込）については、前述「III 介護保険事業の現状と推計」のとおりであり、その給付実績を集計しました。

第7期計画の給付実績

（単位：円）

区分		H30	R01	R02	合計
居宅サービス	計画	44,279,000	46,483,000	45,578,000	136,340,000
	実績	42,108,086	41,673,441	46,653,226	130,434,753
施設サービス	計画	132,651,000	132,711,000	132,711,000	398,073,000
	実績	128,775,725	130,545,250	137,261,298	396,582,273
地域密着型サービス	計画	115,340,000	116,337,000	114,834,000	346,511,000
	実績	107,906,115	113,749,371	108,648,110	330,303,596
その他サービス	計画	36,704,092	36,879,163	36,846,974	110,430,229
	実績	34,019,015	38,029,178	41,188,751	113,236,944
地域支援事業	計画	22,500,000	22,500,000	22,500,000	67,500,000
	実績	13,753,292	14,893,044	16,749,331	45,395,667
合計	計画	351,474,092	354,910,163	352,469,974	1,058,854,229
	実績	326,562,233	338,890,284	350,500,716	1,015,953,233
	進捗	92.91%	95.49%	99.44%	95.95%

※R02は見込値

第2節 施設サービス給付費の推計

施設サービス給付費は、各施設の利用者数の年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第8期計画の給付推計

（単位：円）

区分	R03		R04		R05		合計		R07		R22	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護老人福祉施設	41	121,528,000	42	124,585,000	42	124,755,000	125	370,868,000	42	124,128,000	42	124,128,000
介護老人保健施設	5	16,562,000	5	16,572,000	5	16,572,000	15	49,706,000	6	19,699,000	5	16,572,000
合計	46	138,090,000	47	141,157,000	47	141,327,000	140	420,574,000	48	143,827,000	47	140,700,000

◆ 施設サービス総給付費 420,574,000円

第3節 居宅サービス給付費の推計

1 居宅介護サービス給付費の推計

居宅介護サービス給付費は、サービス必要量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

◆◆◆ VII 介護保険事業費の見込み（令和3～5年度） ◆◆◆

第8期計画の給付推計

(単位：円)

区分	R03		R04		R05		合計		R07		R22	
	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費
訪問介護(回)	2,092	8,938,000	2,092	8,943,000	2,092	8,943,000	6,275	26,824,000	2,092	8,943,000	1,912	8,415,000
訪問看護(回)	228	1,834,000	228	1,835,000	228	1,835,000	684	5,504,000	228	1,835,000	228	1,835,000
居宅療養管理指導(件)	84	619,000	84	619,000	84	619,000	252	1,857,000	84	619,000	84	619,000
短期入所生活介護(日)	1,769	12,492,000	1,769	12,499,000	1,769	12,499,000	5,306	37,490,000	1,769	12,499,000	1,388	9,866,000
福祉用具貸与(件)	444	4,712,000	444	4,712,000	444	4,712,000	1,332	14,136,000	444	4,712,000	444	4,712,000
福祉用具購入(件)	12	264,000	12	264,000	12	264,000	36	792,000	12	264,000	12	264,000
住宅改修(件)	12	352,000	12	352,000	12	352,000	36	1,056,000	12	352,000	12	352,000
特定施設入所者生活介護(件)	24	4,731,000	36	7,172,000	36	7,172,000	96	19,075,000	48	9,467,000	36	7,172,000
居宅介護サービス計画(件)	732	9,632,000	732	9,638,000	732	9,638,000	2,196	28,908,000	732	9,638,000	732	9,638,000
合計	-	43,574,000	-	46,034,000	-	46,034,000	-	135,642,000	-	48,329,000	-	42,873,000

◆ 居宅介護サービス総給付費 135,642,000円

2 介護予防サービス給付費の推計

介護予防サービス給付費は、サービス必要量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第8期計画の給付推計

(単位：円)

区分	R03		R04		R05		合計		R07		R22	
	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費	数量	給付費
介護予防訪問看護(回)	224	1,843,000	224	1,844,000	224	1,844,000	673	5,531,000	224	1,844,000	124	1,021,000
介護予防短期入所生活介護(日)	59	344,000	59	345,000	59	345,000	177	1,034,000	59	345,000	59	345,000
介護予防福祉用具貸与(件)	228	1,040,000	228	1,040,000	228	1,040,000	684	3,120,000	228	1,040,000	228	1,040,000
介護予防福祉用具購入(件)	12	160,000	12	160,000	12	160,000	36	480,000	12	160,000	12	160,000
介護予防住宅改修(件)	12	360,000	12	360,000	12	360,000	36	1,080,000	12	360,000	12	360,000
介護予防サービス計画(件)	276	1,201,000	276	1,201,000	276	1,201,000	828	3,603,000	276	1,201,000	276	1,201,000
合計	-	4,948,000	-	4,950,000	-	4,950,000	-	14,848,000	-	4,950,000	-	4,127,000

◆ 介護予防サービス総給付費 14,848,000円

第4節 地域密着型サービス給付費の推計

地域密着型サービス給付費は、各施設の利用者数の年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第8期計画の給付推計

(単位：円)

区分	R03		R04		R05		合計		R07		R22	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
地域密着型通所介護(件)	216	14,989,000	216	14,997,000	216	14,997,000	648	44,983,000	216	14,997,000	216	14,997,000
認知症対応型共同生活介護	13	36,541,000	14	39,647,000	14	39,647,000	41	115,835,000	15	42,903,000	15	42,903,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	18	55,565,000	18	55,596,000	18	55,596,000	54	166,757,000	18	55,596,000	18	55,596,000
合計	-	107,095,000	-	110,240,000	-	110,240,000	-	327,575,000	-	113,496,000	-	113,496,000

◆ 地域密着型サービス総給付費 327,575,000円

第5節 地域密着型介護予防サービス給付費の推計

地域密着型介護予防サービス給付費は、各施設の利用者数の年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第8期計画の給付推計

(単位：円)

区分	R03		R04		R05		合計		R07		R22	
	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費	人数	給付費
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	2,477,000	1	2,479,000	1	2,479,000	3	7,435,000	1	2,479,000	1	2,479,000
合計	-	2,477,000	-	2,479,000	-	2,479,000	-	7,435,000	-	2,479,000	-	2,479,000

◆ 地域密着型サービス介護予防総給付費 7,435,000円

第6節 その他の介護サービス給付費の推計

その他の介護サービス給付費は、各種サービス必要量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第8期計画の給付推計

(単位：円)

区分	R03	R04	R05	合計	R07	R22
特定入所者介護サービス費	30,192,000	30,192,000	30,192,000	90,576,000	30,192,000	30,192,000
特定入所者介護予防サービス費	56,000	56,000	56,000	168,000	56,000	56,000
高額介護サービス費	8,456,000	8,456,000	8,456,000	25,368,000	8,456,000	8,456,000
高額介護予防サービス費	80,000	80,000	80,000	240,000	80,000	80,000
高額医療合併介護サービス費	1,352,000	1,352,000	1,352,000	4,056,000	1,352,000	1,352,000
審査支払手数料	223,964	223,964	223,964	671,892	223,964	223,964
合計	40,359,964	40,359,964	40,359,964	121,079,892	40,359,964	40,359,964

◆ その他のサービス総給付費 121,079,892円

第7節 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、各事業の予定量に基づき年間見込み額を推計して次のように算出しました。

第8期計画の給付推計

(単位：円)

区分	R03	R04	R05	合計	R07	R22
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,986,000	12,986,000	12,986,000	38,958,000	12,986,000	12,986,000
包括的支援事業費・任意事業費	442,000	442,000	442,000	1,326,000	442,000	442,000
石原町支援事業費（注）	3,784,000	3,859,000	3,835,000	11,478,000	3,835,000	3,835,000
合計	17,212,000	17,287,000	17,263,000	51,762,000	17,263,000	17,263,000

◆ 地域支援事業費総額 51,762,000円

第8節 介護サービス給付費の推計（合計）

第8期計画の給付推計

（単位：円）

区 分	R03	R04	R05	合 計	R07	R22
施設介護サービス給付費	138,090,000	141,157,000	141,327,000	420,574,000	143,827,000	140,700,000
居宅介護サービス給付費	43,574,000	46,034,000	46,034,000	135,642,000	48,329,000	42,873,000
介護予防サービス給付費	4,948,000	4,950,000	4,950,000	14,848,000	4,950,000	4,127,000
地域密着型サービス給付費	107,095,000	110,240,000	110,240,000	327,575,000	113,496,000	113,496,000
地域密着型介護予防サービス給付費	2,477,000	2,479,000	2,479,000	7,435,000	2,479,000	2,479,000
その他介護サービス給付費	40,359,964	40,359,964	40,359,964	121,079,892	40,359,964	40,359,964
地域支援事業費	17,212,000	17,287,000	17,263,000	51,762,000	17,263,000	17,263,000
合 計	353,755,964	362,506,964	362,652,964	1,078,915,892	370,703,964	361,297,964

◆ 介護サービス給付費の推計（合計） 1,078,915,892円

第9節 第1号被保険者保険料の推計

介護保険給付費の23%を負担することになる第1号被保険者保険料は、所得段階での負担割合によって個人の保険料額が決定されます。

後期高齢者比率が高く、所得水準が低い遠別町では普通調整交付金が増額される見込みであり、普通調整交付金（基準値5.0%）が約10.11%に増額されます。

第7期計画期間中は、介護保険法施行令第38条第1項に基づき9段階としていました。第8期計画期間の第1号被保険者保険料は第8期と同様の9段階とします。

1 後期高齢者補正係数

後期高齢者が多い場合、要介護リスクも高くなるため、普通調整交付金は増額され、その割合を計算するための係数です。

第8期計画は、第7期計画の算定に用いられた要介護認定率により重み付けした係数と、新たに介護給付費により重み付けした係数を2分の1ずつ組み合わせた数値となります。

なお、令和7年度以降は、介護給付費のみにより算定された係数となります。

① 要介護認定率により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数の算定式（現行）

$$\begin{aligned} \text{後期高齢者加入割合補正係数} = & \frac{\text{全国平均の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の要介護・要支援認定率} \\ & + \text{全国平均の75～84歳後期高齢者割合} \times \text{全国平均の75～84歳の要介護・要支援認定率} \\ & + \text{全国平均の85歳以上後期高齢者割合} \times \text{全国平均の85歳以上の要介護・要支援認定率}}{\text{当該保険者の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の要介護・要支援認定率} \\ & + \text{当該保険者の75～84歳後期高齢者割合} \times \text{全国平均の75～84歳の要介護・要支援認定率} \\ & + \text{当該保険者の85歳以上後期高齢者割合} \times \text{全国平均の85歳以上の要介護・要支援認定率}} \end{aligned}$$

② 介護給付費により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数の算定式

$$\begin{aligned} \text{後期高齢者加入割合補正係数} = & \frac{\text{全国平均の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の一人当たり給付費} \\ & + \text{全国平均の75～84歳後期高齢者割合} \times \text{全国平均の75～84歳の一人当たり給付費} \\ & + \text{全国平均の85歳以上後期高齢者割合} \times \text{全国平均の85歳以上の一人当たり給付費}}{\text{当該保険者の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の一人当たり給付費} \\ & + \text{当該保険者の75～84歳後期高齢者割合} \times \text{全国平均の75～84歳の一人当たり給付費} \\ & + \text{当該保険者の85歳以上後期高齢者割合} \times \text{全国平均の85歳以上の一人当たり給付費}} \end{aligned}$$

◆◆◆ VII 介護保険事業費の見込み（令和3～5年度） ◆◆◆

$$\text{一人当たり給付費} = \frac{\text{介護給付・予防給付費}}{\text{第一号被保険者数}}$$

第8期計画における後期高齢者加入割合補正係数の算定式

$$\frac{\text{①} + \text{②}}{2}$$

全国	前期高齢者 加入割合	75～84歳 後期割合	85歳以上 後期割合	前期高齢者 要介護 認定率	75～84歳 要介護 認定率	85歳以上 要介護 認定率	前期 一人当たり 給付費	75～84歳 一人当たり 給付費	85歳以上 一人当たり 給付費
R03	0.4786	0.3478	0.1735	0.0428	0.1883	0.5897	3,979	18,287	81,065
R04	0.4625	0.3589	0.1786	0.0430	0.1878	0.5904	3,979	18,287	81,065
R05	0.4444	0.3726	0.1830	0.0430	0.1868	0.5921	3,979	18,287	81,065
R07	0.4131	0.3964	0.1905				3,979	18,287	81,065
R22	0.4407	0.3135	0.2458				3,979	18,287	81,065

遠別	高齢者合計	前期高齢者	後期高齢者	75～84歳 後期高齢者	85歳以上 後期高齢者	
R03	1,056人	441人	615人	363人	252人	◆ 後期高齢者補正係数 (R03) 0.8307
R04	1,050人	426人	624人	364人	260人	◆ 後期高齢者補正係数 (R04) 0.8295
R05	1,046人	418人	628人	359人	269人	◆ 後期高齢者補正係数 (R05) 0.8296
R07	1,020人	392人	628人	352人	276人	◆ 後期高齢者補正係数 (R07) 0.8173
R22	825人	259人	566人	270人	296人	◆ 後期高齢者補正係数 (R22) 0.7547

2 所得補正係数

低所得者が多い場合、保険給付に対する保険料額が高額となるため、普通調整交付金は増額され、その割合を計算するための係数です。

$$\text{所得補正係数} = 1 - \left(\begin{array}{l} \text{第1段階基準割合} * (\text{遠別町第1段階割合} - \text{全国第1段階割合}) \\ + \text{第2段階基準割合} * (\text{遠別町第2段階割合} - \text{全国第2段階割合}) \\ + \text{第3段階基準割合} * (\text{遠別町第3段階割合} - \text{全国第3段階割合}) \\ + \text{第4段階基準割合} * (\text{遠別町第4段階割合} - \text{全国第4段階割合}) \\ - \text{第6段階基準割合} * (\text{遠別町第6段階割合} - \text{全国第6段階割合}) \\ - \text{第7段階基準割合} * (\text{遠別町第7段階割合} - \text{全国第7段階割合}) \\ - \text{第8段階基準割合} * (\text{遠別町第8段階割合} - \text{全国第8段階割合}) \\ - \text{第9段階基準割合} * (\text{遠別町第9段階割合} - \text{全国第9段階割合}) \end{array} \right)$$

区分 段階	R03			R04			R05			R07			R22		
	被保険者数	構成比	基準額に 対する割合	被保険者数	構成比	基準額に 対する割合	被保険者数	構成比	基準額に 対する割合	被保険者数	構成比	基準額に 対する割合	被保険者数	構成比	基準額に 対する割合
第1段階	231	21.9%	0.50	230	21.9%	0.50	230	22.0%	0.50	224	22.0%	0.50	181	21.9%	0.50
第2段階	150	14.2%	0.75	149	14.2%	0.75	148	14.1%	0.75	145	14.2%	0.75	117	14.2%	0.75
第3段階	126	11.9%	0.75	125	11.9%	0.75	124	11.9%	0.75	121	11.9%	0.75	98	11.9%	0.75
第4段階	99	9.4%	0.90	98	9.3%	0.90	98	9.4%	0.90	95	9.3%	0.90	77	9.3%	0.90
第5段階	107	10.1%	1.00	107	10.2%	1.00	106	10.1%	1.00	104	10.2%	1.00	84	10.2%	1.00
第6段階	127	12.0%	1.20	126	12.0%	1.20	126	12.0%	1.20	123	12.1%	1.20	99	12.0%	1.20
第7段階	96	9.1%	1.30	95	9.0%	1.30	95	9.1%	1.30	92	9.0%	1.30	75	9.1%	1.30
第8段階	48	4.5%	1.50	48	4.6%	1.50	48	4.6%	1.50	47	4.6%	1.50	38	4.6%	1.50
第9段階	72	6.8%	1.70	72	6.9%	1.70	71	6.8%	1.70	69	6.8%	1.70	56	6.8%	1.70
合計	1,056	100.0%	-	1,050	100.0%	-	1,046	100.0%	-	1,020	100.0%	-	825	100.0%	-

◆ 所得補正係数 (R03)	0.9368
◆ 所得補正係数 (R04)	0.9378
◆ 所得補正係数 (R05)	0.9370
◆ 所得補正係数 (R07)	0.9368
◆ 所得補正係数 (R22)	0.9374

3 介護保険給付費等準備基金

第8期計画期間中の介護保険料上昇分を補うため、介護保険給付費等準備基金より3年間で7,470千円を介護保険特別会計へ繰入します。

今回の介護保険給付費等準備基金の繰り入れにより、同基金残額は約21,000千円程度となります。

4 介護保険料賦課総額

(単位：円)

	R03	R04	R05	R07	R22
標準給付費見込額(一定以上所得者負担の調整後) A	332,030,306	338,451,133	338,622,814	346,679,006	337,268,171
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 A'	4,504,354	6,754,875	6,753,194	6,748,002	6,752,837
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 A''	9,304	13,956	13,956	13,956	13,956
地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費) B	12,986,000	12,986,000	12,986,000	12,986,000	12,986,000
地域支援事業費(包括的支援事業・任意事業費) C	442,000	442,000	442,000	442,000	442,000
地域支援事業費(包括的支援事業・任意事業費) D	3,784,000	3,859,000	3,835,000	3,835,000	3,835,000
第8期第1号被保険者負担割合 E	23%	23%	23%	23.4%	26.8%
後期高齢者補正係数 F	0.8307	0.8295	0.8296	0.8173	0.7547
所得補正係数 G	0.9368	0.9378	0.9370	0.9368	0.9374
調整交付金見込交付割合 H=(E+5%)-(E×F×G)	10.10%	10.11%	10.12%	10.48%	12.84%
第1号被保険者負担分相当額 I=(A+B+C+D)×E	80,325,730	81,819,771	81,853,737	85,162,429	95,014,354
調整交付金相当額 J=(A+B)×5%	17,250,815	17,571,857	17,580,441	17,983,250	17,512,709
調整交付金見込額 K=(A+B)×H	34,847,000	35,530,000	35,583,000	37,693,000	44,973,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 L			2,091,000	697,000	697,000
介護保険料収納必要額 M=I+J-K-L			188,351,351	64,755,680	66,857,062
介護保険給付費等準備基金取崩額 N			7,470,000	510,000	20,000
介護保険料賦課総額 O=M-N			180,881,351	64,245,680	66,837,062

5 介護保険料基準額

介護保険料基準額は3年間の介護保険料賦課総額を補正後第1号被保険者数で除した額となります。

180,881,351円 (3年間の介護保険料賦課総額) / 2,956人 (補正第1号被保険者数) ≒ 61,200円

参考 (令和7年度)

64,245,680円 (令和7年度の介護保険料賦課総額) / 956人 (補正第1号被保険者数) ≒ 67,200円

(令和22年度)

66,837,062円 (令和22年度の介護保険料賦課総額) / 774人 (補正第1号被保険者数) ≒ 86,400円

各介護保険料段階の対象者及び年額保険料

保険料段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	30,600円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	45,900円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	45,900円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	55,080円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	61,200円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	73,440円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	79,560円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	91,800円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	104,040円

※第1段階については、保険料率0.50のうち0.20、公費により軽減される。

※第2段階については、保険料率0.75のうち0.25、公費により軽減される。

※第3段階については、保険料率0.75のうち0.05、公費により軽減される。

※公費軽減については、国費 (1/2)、道費 (1/4)、町費 (1/4)

VIII 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

介護予防・日常生活支援総合事業の進捗管理や事業評価のために必要な地域診断を行うため実施しました。

調査対象者数	903人（要介護1～5以外の65歳以上の方）
調査期間	令和2年7月28日～令和2年8月31日
回答数	558人
回収率	61.79%

問1 あなたのご家族や生活状況について

(1) 家族構成をお教えてください

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 1人暮らし | 116人 (20.79%) |
| 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上) | 287人 (51.43%) |
| 3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) | 27人 (4.84%) |
| 4. 息子・娘との2世帯 | 73人 (13.08%) |
| 5. その他 | 55人 (9.86%) |

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

- | | |
|---|----------------|
| 1. 介護・介助は必要ない | 438人 (78.50%) |
| 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない | 74人 (13.26%) |
| 3. 現在、何らかの介護を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む) | 46人 (8.24%) |

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 大変苦しい | 20人 (3.58%) |
| 2. やや苦しい | 101人 (18.11%) |
| 3. ふつう | 416人 (74.55%) |
| 4. ややゆとりがある | 20人 (3.58%) |
| 5. 大変ゆとりがある | 1人 (0.18%) |

問2 からだを動かすことについて

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. できるし、している | 317人 (56.81%) |
| 2. できるけどしていない | 118人 (21.15%) |
| 3. できない | 123人 (22.04%) |

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. できるし、している | 415人 (74.37%) |
| 2. できるけどしていない | 68人 (12.19%) |
| 3. できない | 75人 (13.44%) |

(3) 15分位続けて歩いていますか

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. できるし、している | 376人 (67.39%) |
|--------------|----------------|

2. できるけどしていない	110人 (19.71%)
3. できない	72人 (12.90%)
(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	
1. 何度もある	93人 (16.67%)
2. 1度ある	129人 (23.12%)
3. ない	336人 (60.22%)
(5) 転倒に対する不安は大きいですか	
1. とても不安である	90人 (16.13%)
2. やや不安である	201人 (36.02%)
3. あまり不安でない	170人 (30.47%)
4. 不安でない	97人 (17.38%)
(6) 週に1回以上は外出していますか	
1. ほとんど外出しない	54人 (9.68%)
2. 週1回	122人 (21.86%)
3. 週2～4回	202人 (36.20%)
4. 週5回以上	180人 (32.26%)
(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	
1. とても減っている	38人 (6.81%)
2. 減っている	135人 (24.19%)
3. あまり減っていない	193人 (34.59%)
4. 減っていない	192人 (34.41%)

問3 食べることについて

(1) 身長・体重	
(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	
1. はい	192人 (34.41%)
2. いいえ	366人 (65.59%)
(3) 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください (成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です)	
1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用	59人 (10.57%)
2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし	112人 (20.07%)
3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用	329人 (58.96%)
4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし	57人 (10.22%)
9. 未回答	1人 (0.18%)
(4) どなたかと食事をとる機会がありますか	
1. 毎日ある	245人 (43.91%)
2. 週に何度かある	31人 (5.56%)
3. 月に何度かある	85人 (15.23%)
4. 年に何度かある	112人 (20.07%)
5. ほとんどない	85人 (15.23%)

問4 毎日の生活について

(1) 物忘れが多いと感じますか	
1. はい	339人 (60.75%)
2. いいえ	219人 (39.25%)
(2) バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	
1. できるし、している	397人 (71.15%)
2. できるけどしていない	90人 (16.13%)
3. できない	71人 (12.72%)
(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか	
1. できるし、している	437人 (78.31%)
2. できるけどしていない	82人 (14.70%)
3. できない	39人 (6.99%)
(4) 自分で食事の用意をしていますか	
1. できるし、している	370人 (66.31%)
2. できるけどしていない	122人 (21.86%)
3. できない	66人 (11.83%)
(5) 自分で請求書の支払いをしていますか	
1. できるし、している	431人 (77.24%)
2. できるけどしていない	88人 (15.77%)
3. できない	39人 (6.99%)
(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか	
1. できるし、している	415人 (74.38%)
2. できるけどしていない	98人 (17.56%)
3. できない	45人 (8.06%)

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか	
① ボランティアのグループ	
1. 週4回以上	3人 (0.54%)
2. 週2～3回	4人 (0.72%)
3. 週1回	2人 (0.36%)
4. 月1～3回	20人 (3.58%)
5. 年に数回	28人 (5.02%)
6. 参加していない	501人 (89.78%)
② スポーツ関係のグループやクラブ	
1. 週4回以上	6人 (1.08%)
2. 週2～3回	17人 (3.05%)
3. 週1回	13人 (2.33%)
4. 月1～3回	18人 (3.22%)
5. 年に数回	17人 (3.05%)

6. 参加していない	487人 (87.27%)
③ 趣味関係のグループ	
1. 週4回以上	5人 (0.90%)
2. 週2～3回	7人 (1.26%)
3. 週1回	16人 (2.87%)
4. 月1～3回	20人 (3.59%)
5. 年に数回	37人 (6.64%)
6. 参加していない	472人 (84.74%)
④ 学習・教養サークル	
1. 週4回以上	1人 (0.18%)
2. 週2～3回	1人 (0.18%)
3. 週1回	2人 (0.36%)
4. 月1～3回	6人 (1.08%)
5. 年に数回	10人 (1.79%)
6. 参加していない	538人 (96.41%)
⑤ 地域支え合いサロンなど介護予防のための通いの場	
1. 週4回以上	4人 (0.72%)
2. 週2～3回	3人 (0.54%)
3. 週1回	10人 (1.79%)
4. 月1～3回	7人 (1.25%)
5. 年に数回	14人 (2.51%)
6. 参加していない	520人 (93.19%)
⑥ 老人クラブ	
1. 週4回以上	5人 (0.90%)
2. 週2～3回	3人 (0.54%)
3. 週1回	1人 (0.18%)
4. 月1～3回	24人 (4.30%)
5. 年に数回	15人 (2.69%)
6. 参加していない	510人 (91.40%)
⑦ 町内会・自治会	
1. 週4回以上	2人 (0.36%)
2. 週2～3回	1人 (0.18%)
3. 週1回	1人 (0.18%)
4. 月1～3回	18人 (3.23%)
5. 年に数回	161人 (28.85%)
6. 参加していない	375人 (67.20%)
⑧ 収入のある仕事	
1. 週4回以上	96人 (17.20%)
2. 週2～3回	27人 (4.84%)
3. 週1回	12人 (2.15%)
4. 月1～3回	16人 (2.87%)

5. 年に数回	22人 (3.94%)
6. 参加していない	385人 (69.00%)
(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか	
1. 是非参加したい	31人 (5.83%)
2. 参加してもよい	216人 (40.60%)
3. 参加したくない	285人 (53.57%)
(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか	
1. 是非参加したい	7人 (1.29%)
2. 参加してもよい	170人 (31.42%)
3. 参加したくない	364人 (67.28%)

問6 たすけあいについて

あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします

(1) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)

1. 配偶者	280人 (25.57%)
2. 同居の子ども	79人 (7.21%)
3. 別居の子ども	211人 (19.27%)
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	195人 (17.81%)
5. 近隣	64人 (5.84%)
6. 友人	195人 (17.81%)
7. その他	10人 (0.91%)
8. そのような人はいない	61人 (5.57%)

(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人(いくつでも)

1. 配偶者	272人 (25.05%)
2. 同居の子ども	57人 (5.25%)
3. 別居の子ども	184人 (16.94%)
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	195人 (17.96%)
5. 近隣	85人 (7.83%)
6. 友人	195人 (17.96%)
7. その他	6人 (0.55%)
8. そのような人はいない	92人 (8.47%)

(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)

1. 配偶者	311人 (37.38%)
2. 同居の子ども	98人 (11.78%)
3. 別居の子ども	193人 (23.20%)
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	108人 (12.98%)
5. 近隣	18人 (2.16%)
6. 友人	31人 (3.73%)

7. その他	4人 (0.48%)
8. そのような人はいない	69人 (8.29%)
(4) 反対に、看病や世話をしあける人(いくつでも)	
1. 配偶者	318人 (37.32%)
2. 同居の子ども	63人 (7.39%)
3. 別居の子ども	139人 (16.31%)
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	127人 (14.91%)
5. 近隣	29人 (3.40%)
6. 友人	43人 (5.05%)
7. その他	3人 (0.35%)
8. そのような人はいない	130人 (15.26%)

問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか	
1. とてもよい	60人 (10.75%)
2. まあよい	355人 (63.62%)
3. あまりよくない	115人 (20.61%)
4. よくない	28人 (5.02%)
(2) あなたは、現在どの程度幸せですか (「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)	
0. 0点	2人 (0.36%)
1. 1点	2人 (0.36%)
2. 2点	3人 (0.54%)
3. 3点	14人 (2.51%)
4. 4点	8人 (1.43%)
5. 5点	142人 (25.44%)
6. 6点	51人 (9.14%)
7. 7点	79人 (14.16%)
8. 8点	90人 (16.13%)
9. 9点	34人 (6.09%)
10. 10点	133人 (23.84%)
(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	
1. はい	181人 (32.44%)
2. いいえ	377人 (67.56%)
(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	
1. はい	112人 (20.07%)
2. いいえ	446人 (79.93%)
(5) タバコは吸っていますか	
1. ほぼ毎日吸っている	48人 (8.60%)

2. 時々吸っている	11人 (1.97%)
3. 吸っていたがやめた	181人 (32.44%)
4. もともと吸っていない	316人 (56.63%)
9. 未回答	2人 (0.36%)
(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか (いくつでも)	
1. ない	111人 (10.94%)
2. 高血圧	272人 (26.80%)
3. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)	27人 (2.66%)
4. 心臓病	71人 (7.00%)
5. 糖尿病	83人 (8.18%)
6. 高脂血症 (脂質異常)	42人 (4.14%)
7. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等)	31人 (3.06%)
8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気	33人 (3.25%)
9. 腎臓・前立腺の病気	50人 (4.93%)
10. 筋骨格の病気 (骨粗しょう症、関節症等)	52人 (5.12%)
11. 外傷 (転倒・骨折等)	18人 (1.77%)
12. がん (新生物)	25人 (2.46%)
13. 血液・免疫の病気	4人 (0.39%)
14. うつ病	12人 (1.18%)
15. 認知症 (アルツハイマー病等)	11人 (1.08%)
16. パーキンソン病	5人 (0.49%)
17. 目の病気	94人 (9.26%)
18. 耳の病気	45人 (4.43%)
19. その他	29人 (2.86%)

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

(1) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

1. はい	66人 (11.83%)
2. いいえ	490人 (87.81%)
9. 未回答	2人 (0.36%)

(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

1. はい	173人 (31.00%)
2. いいえ	383人 (68.64%)
9. 未回答	2人 (0.36%)

問9 連絡先について

(1) 連絡を取り合っている親族はいますか

1. はい	486人 (87.10%)
2. いいえ	70人 (12.54%)
9. 未回答	2人 (0.36%)

(1) で「1. はい」の方のみ
連絡の頻度は次のどれですか

1. 週1回程度	224人 (46.09%)
2. 月1回程度	214人 (44.03%)
3. 半年に1回程度	38人 (7.82%)
4. 年に1回程度	10人 (2.06%)